体験入学用・Web 即時受講用テキスト

簿記検定講座

1級講義 商業簿記·会計学

合格テキスト Ver.18.0

当資料は、1級商会講義用の体験入学用テキスト冊子および Web 即時受講用テキスト PDF になります。

体験入学は、第 1 回講義にご参加いただけますが、当資料では商会講義第 1 回講義および第 2 回講義の学習進度にあわせて、合格テキスト I (Ver.18.0)のテーマ 01~テーマ 02 を収載しています。

また、巻末には、対応する合格テキスト解答用紙も添付しています。あわせてご活用ください。

TAC 簿記検定講座

MEMO

合格テキスト

日商簿記 級

商業簿

記・会

計 学 I



商業簿記・会計学総論

Clesh ここでは,商業簿記の総論として,3・2級までで学習してきた簿記一巡の手続きについて確認する。また,会計学の総論として,1級で新たに学習する会計学の基本について紹介する。

1 商業簿記総論

1. 商業簿記とは

「商業簿記」とは、商品販売業またはサービス業を前提とした企業の活動(取引)を「帳簿に記録」するための手続きをいう。ただし、今日では、帳簿の記録にもとづいて貸借対照表(B/S)や損益計算書(P/L)などの「財務諸表(F/S)を作成」して報告するところまでを含めて「簿記」とよぶことが一般的であり、簿記検定1級の試験における「商業簿記」では、「帳簿の記録」だけでなく、「財務諸表の作成」までが学習の範囲となっている。簿記検定1級の学習では、まず、 $3\cdot 2$ 級までに学習してきた「簿記一巡の手続き」を理解することが重要である。

2. 簿記一巡の手続きとは

「簿記一巡の手続き」とは、一会計期間における企業の活動(取引)を仕訳帳で「仕訳」し、総勘定元帳の各勘定へ「転記」し、期末の決算手続により「帳簿の締切」を行うとともに貸借対照表や損益計算書などの「財務諸表を作成」して報告するまでの一連の手続きのことをいう。



3. 各手続きの内容とその流れ

簿記一巡の手続きは、開始手続、営業手続および決算手続からなる。各手続きの内容およびそ の流れは次のとおりである。



(1) 開始手続

開始手続とは、営業手続に先立って期首に行う記入手続であり、一会計期間における簿記 一巡の手続きは、開始手続をすることから始まる。

具体的には、前期繰越(英米式決算法)などの開始記入がある。

(2) 営業手続

営業手続とは、期中における財産の増減を記帳する簿記手続をいい、具体的には、期中取引を仕訳帳に仕訳し、それを総勘定元帳の各勘定へ転記するという作業の繰り返しである。 一会計期間において、期首に開始手続を行った後、期末に決算手続を行う前までは、すべ

て営業手続に該当する。

(3) 決算手続

① 決算手続

決算手続とは、一会計期間の帳簿記録を計算整理して、一会計期間の経営成績と期末の財政状態を明らかにするために行う手続きをいい、具体的には、減価償却や貸倒引当金の見積りなどがある。

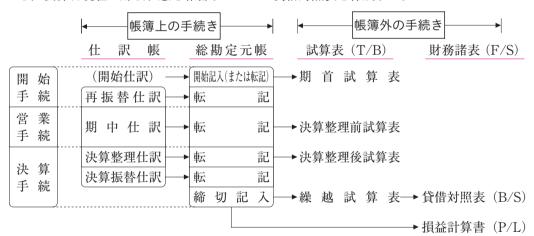
② 試算表 (T/B)

試算表とは、総勘定元帳に記録された各勘定の残高(または合計額)の一覧表であり、仕 訳帳からの転記が正確に行われているかを確認するとともに、各勘定の残高(または合計 額)を把握するために作成される。

試算表は帳簿外の手続きとして作成されるが、決算手続だけでなく、毎月末など必要に応じて営業手続の1つとしても作成される。

③ 財務諸表

企業外部の利害関係者に一会計期間における経営成績を報告するために損益計算書を作成 し、決算日現在の財政状態を報告するために貸借対照表を作成する。



4. 英米式決算法と大陸式決算法

帳簿の記入方法には、英米式決算法と大陸式決算法の2つがある。

英米式決算法とは、資産・負債・純資産(資本)の諸勘定について、仕訳帳を経由しないで総勘定元帳を締め切る方法である。

それに対して、大陸式決算法とは、資産・負債・純資産(資本)の諸勘定について、仕訳帳を 経由して総勘定元帳を締め切る方法である。

英米式決算法と大陸式決算法では、開始手続と決算手続に違いがある。本テキストでは、英米 式決算法を中心に学習する。

2 英米式決算法

英米式決算法における簿記一巡の手続きについて、順を追って説明する。

1. 開始手続

(1) 開始記入

期首に、資産・負債・純資産(資本)の期首残高を、総勘定元帳の各勘定に直接「前期繰越」と記入する。これを開始記入という。

〈例〉前期末における資産・負債および純資産(資本)の各勘定の残高(一部)は、次のとおりであった。なお、決算日は毎年3月31日とする。

現金預金 4,800円 買掛金 2,500円 資本金5,000円 この場合の開始記入の例は次のようになる。

現 金 預 金	買掛金
4/1 前期繰越 4,800	4/1 前期繰越 2,500
	資 本 金
	4/1 前期繰越 5,000

(2) 期首試算表の作成

「前期繰越」記入が正しく行えたか否かを検証するため、資産・負債・純資産(資本)の各勘定の期首残高を集計して残高試算表を作成する。この残高試算表を期首試算表(期首 T/B)という。例をあげると次のとおりである。

	×2年 4	月1日			
		/ 1 1 11			(単位:円)
現 金 預 金	4, 800	買	掛	金	2, 500
売 掛 金	3, 000	未払	法人税	等	600
繰 越 商 品	1, 000	未 払	販 売	費	100
前払一般管理費	200	貸倒	引 当	金	60
備品	1, 000	減価値	賞却累計	十額	300
		資	本	金	5, 000
		利 益	準 備	金	700
		繰越和	引益剰余	(金	740
	10, 000				10, 000

(3) 再振替仕訳

前期末に計上された経過勘定項目(前払費用・前受収益・未払費用・未収収益)については、開始記入に続いて前期末の決算整理仕訳の反対の仕訳を仕訳帳に行い、総勘定元帳へ転記することにより、元々の費用・収益の勘定へ振り替える。これを再振替といい、このために行う仕訳を再振替仕訳という。

仕訳のパターンを示すと次のようになる。

① 費用・収益の前払い・前受け(前払費用・前受収益)

	費用の前払い	収益の前受け				
前期中	(費用)××(現金預金)×× 支払額	(現金預金) ×× (収 益) ×× 愛取額				
	(前払費用) ×× (費 用) ×× <u>資産</u> <u>当期分</u>	(収 益) ×× (前受収益) ×× 当期分 負 債				
前期末	費 用 前払費用 支払額 当期分 → 当期分 前期分	● 前受収益 収 益 当期分 ● 当期分 ● 当期分 前期分				
	(費用)××(前払費用)×× 当期分	(前受収益)×× (収 益)×× 当期分				
当期首	費 用 前払費用 当期分 当期分	前受収益 収 益 当期分 当期分 当期分				

② 費用・収益の未払い・未収(未払費用・未収収益)



2. 営業手続

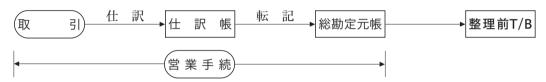
期首に開始手続を行った後、期末に決算手続を行う前までの期中取引を仕訳帳に仕訳し、それ を総勘定元帳の各勘定へ転記するという作業を繰り返し行う。

なお, 試算表は毎月末など一定時期に, 残高試算表, 合計試算表, 合計残高試算表がその必要 に応じて作成される。

3. 決算手続

(1) 決算整理前残高試算表の作成

営業手続までの取引が仕訳帳から総勘定元帳へ正しく転記されているかを確認するとともに、各勘定の残高を把握するために、決算整理に先立って試算表を作成する。この決算整理直前の試算表を決算整理前残高試算表(整理前T/B)という。



(2) 決算整理

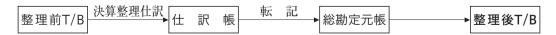
決算整理とは、適正な期間損益計算および財産の評価を行うための調整手続である。また、このために行う仕訳を決算整理仕訳という。

「決算整理の具体例〕

- ① 売上原価の算定
- ② 固定資産の減価償却
- ③ 貸倒引当金の設定
- ④ 費用・収益の未払い・未収
- ⑤ 費用・収益の前払い・前受け

(3) 決算整理後残高試算表の作成

決算整理が仕訳帳から総勘定元帳へ正しく転記されているかを確認するとともに,各勘定の残高を把握するために,決算整理の後に試算表を作成する。この決算整理後の試算表を決算整理後残高試算表(整理後T/B)という。



(4) 決算振替と帳簿の締切

① 収益・費用の損益勘定への振替え

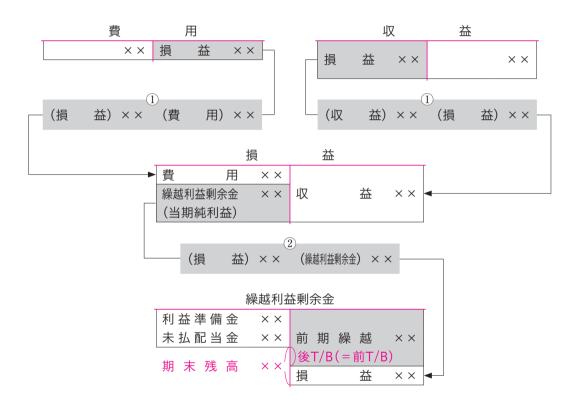
当期純利益を算定するために、「損益」勘定を設けて、これに決算整理後の収益・費用の 各勘定の残高を振り替えて集計する。

なお、「損益」勘定への転記にあたっては、「諸口」は用いず、相手勘定科目を個別に書く。また、この振替えにより、収益・費用の各勘定残高がゼロとなるため、その締切を行う。

② 当期純利益の純資産(資本)の勘定への振替え

「損益」勘定の貸方には収益が、借方には費用が集計されているので、その残高は当期純利益(または当期純損失)を表す。当期純利益は、純資産(資本)の正味増加額であるので、これを「繰越利益剰余金」勘定へ振り替える。

この振替えにより、「損益」勘定残高もゼロとなるため、その締切を行う。



③ 資産・負債・純資産(資本)の勘定の締切

資産・負債・純資産(資本)については、期末残高を各勘定に直接「次期繰越」と記入して締め切る。これを締切記入という。

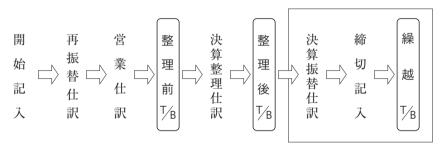


負		債	
	×	前期繰越	$\times \times$
^	^		××
次期繰越×	×		^ ^

純資産	(資本)
××	前期繰越××
^ ^	××
次期繰越××	^ ^

(5) 繰越試算表の作成

「次期繰越」記入が正しく行われたかを確認するとともに、資産・負債・純資産(資本)の各勘定の期末残高を把握するために残高試算表を作成する。この残高試算表を繰越試算表 (繰越 T/B) という。



(6) 損益計算書および貸借対照表の作成

すべての帳簿の締切後、損益勘定をもとに損益計算書を作成し、繰越試算表をもとに貸借 対照表を作成する。



設例 1-1

次の資料により、以下の間に答えなさい。なお、会計期間は1年、決算日は3月31日であり、当期は $\times 2$ 年4月1日から $\times 3$ 年3月31日までである。

- 問1 決算整理前残高試算表を作成しなさい。
- 問2 決算整理後残高試算表を作成しなさい。
- 問3 損益勘定および繰越利益剰余金勘定を締め切るとともに、繰越試算表を作成しな さい。
- 問4 損益計算書および貸借対照表を作成しなさい。

(資料1) 期首試算表

期 首 試 算 表								
	×2年 4	月1日	(単位:円)					
現 金 預 金	4, 800	買 掛 金	2, 500					
売 掛 金	3, 000	未払法人税等	600					
繰 越 商 品	1,000	未払販売費	100					
前払一般管理費	200	貸倒引当金	60					
備品	1,000	減価償却累計額	300					
		資 本 金	5, 000					
		利益準備金	700					
		繰越利益剰余金	740					
	10, 000		10, 000					

(資料2)期中取引

- (1) 法人税等の確定申告を行い、未払法人税等600円を現金で納付した。
- (2) ×2年6月25日に定時株主総会の決議により、利益準備金の積立て30円および配当金300円の支払いが決定した。
- (3) (2)の配当金300円を現金で支払った。
- (4) 商品4.000円を掛けで仕入れた。
- (5) 商品5,000円を掛けで売り上げた。
- (6) 買掛金3.600円を現金で支払った。
- (7) 売掛金4,000円を現金で受け取った。
- (8) 販売費370円を現金で支払った。
- (9) 一般管理費400円を現金で支払った。

(資料3) 決算整理事項

- (1) 期末商品棚卸高2.000円
- (2) 売掛金の期末残高に対して2%の貸倒引当金を差額補充法により設定する。
- (3) 備品は定額法(耐用年数10年,残存価額ゼロ)により減価償却する。
- (4) 経過勘定項目
 - ① 前払一般管理費120円
 - ② 未払販売費130円
- (5) 課税所得 1,000円に対して30%の法人税等を計上する。

問1 決算整理前残高試算表

【解答】

決算整理前残高試算表

				×3年 3	×3年3月31日					
現	金	預	金	3, 530	買 掛 金	2, 900				
売	挂	}	金	4, 000	貸倒引当金	60				
繰	越	商	밂	1, 000	減価償却累計額	300				
備			밂	1, 000	資 本 金	5, 000				
仕			入	4, 000	利益準備金	730				
販	ラ	Ē	費	270	繰越利益剰余金	410				
_	般管	管 理	費	600	売 上	5, 000				
				14, 400		14, 400				

【解 説】

1. 開始手続 (×2年4月1日) ⇒再振替仕訳

(一般管理費)	200	(前払一般管理費)	200
(未払販売費)	100	(販 売 費)	100

- (注) 未払法人税等は、経過勘定ではないため、再振替仕訳は行わない。
- 2. 営業手続 (×2年4月1日~×3年3月31日) ⇒営業 (期中) 仕訳

(1)	(未払法人税等)	600	(現 金 預 金) 600
(2)	(繰越利益剰余金)	330	(利益準備金) 30
(2)			(未 払 配 当 金) 300
(3)	(未払配当金)	300	(現 金 預 金) 300
(4)	(仕 入)	4, 000	(買 掛 金) 4,000
(5)	(売 掛 金)	5, 000	(売 上) 5,000
(6)	(買 掛 金)	3, 600	(現 金 預 金) 3,600
(7)	(現 金 預 金)	4, 000	(売 掛 金) 4,000
(8)	(販売費)	370	(現 金 預 金) 370
(9)	(一般管理費)	400	(現 金 預 金) 400

現金預金	買 掛 金
4/1前期繰越4,800 (1)未払法人税等 600	(6)現金預金3,600 4/1前期繰越2,500
(3)未払配当金 300	(4)/4 7 4 000
(6)買掛金3,600 (8)販売費 370	整理前T/B2, 900
(9)一般管理費 400	未払法人税等
整理前T/B3, 530	(1)現金預金 600 4/1前期繰越 600
	未 払 販 売 費
1/1前期絕越3 000	4/1販 売 費 100 4/1前期繰越 100
(/)块金独金4,000	貸倒引当金
(5)売 上5,000 整理前T/B4,000	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
繰 越 商 品 4/1前期繰越1,000 <mark>整理前T/B</mark>	減価償却累計額
₩ 2 1,000	整理前T/B 4/1前期繰越 300
前払一般管理費	資 本 金
4/1前期繰越 200 4/1一般管理費 200	整理前T/B 4/1前期繰越5,000
備品	利益準備金
4/1前期繰越1,000 <u>整理前T/B</u>	整理前T/B 730 4/1前期繰越 700
	(2) 繰越利益剰余金 30
仕 入	繰越利益剰余金
(4)買掛 金4,000 整理前T/B	(2)利益準備金 30
販 売 費	(2)未払配当金 300 4/1前期繰越 740
(8)現金預金 370 4/1未払販売費 100	整理前T/B 410
图	未 払 配 当 金
一般管理費	(3)現金預金 300 (2)繰越利益剰余金 300
4/1前払一船管理費 200	売 上
(9)現金預金 400 整理前T/B 600	整理前T/B (5)売 掛 金5,000
·	·

問2 決算整理後残高試算表

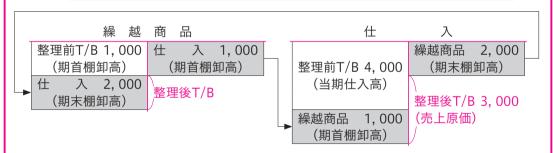
【解 答】

	(単位:円)		
現 金 預 金	3, 530	買 掛 金	2, 900
売 掛 金	4, 000	未払法人税等	300
繰越商品	2, 000	未払販売費	130
前払一般管理費	120	貸倒引当金	80
備品	1, 000	減価償却累計額	400
仕 入	3, 000	資 本 金	5, 000
販 売 費	400	利益準備金	730
一般管理費	480	繰越利益剰余金	410
貸倒引当金繰入	20	売 上	5, 000
減価償却費	100		
法 人 税 等	300		
	14, 950		14, 950

【解 説】

(1) 売上原価の算定(仕入勘定で算定)

(仕			入)	1, 000	(繰	越	商	品)	1, 000
(繰	越	商	品)	2, 000	(仕			入)	2, 000



(2) 貸倒引当金の設定 (差額補充法)

(貸倒引当金繰入)(*) 20 (貸 倒 引 当 金) 20

(*) 4,000円 \langle 売掛金 \rangle ×2% = 80円 \langle 設定額 \rangle 80円 \langle 設定額 \rangle - 60円 \langle 貸倒引当金の整理前残高 \rangle = 20円 \langle 繰入額 \rangle



(3) 減価償却費の計上(定額法)

(減 価 償 却 費)(*) 100 (減価償却累計額) 100

(*) 1,000円(備品)÷10年=100円(減価償却費)

減 価 償 却 費 減価償却累計額

減価償却累計額 100 整理後T/B

整理後T/B 400 整理前T/B 300 ← 減価償却費 100 ←

(4) 費用の前払い・未払い

 (前払一般管理費)
 120
 (一般管理費)
 120

 (販売費)
 130
 (未払販売費)
 130

一般管理費 前払一般管理費

前払一般管理費 120 → 一般管理費 整理前T/B 600 整理後T/B 480

販売費 未払販売費

整理前T/B 270 未払販売費 130 整理後T/B 400 整理後T/B 販売費 130 ←

120 整理後T/B

(5) 法人税等の計上

(法 人 税 等)(*) 300 (未払法人税等) 300

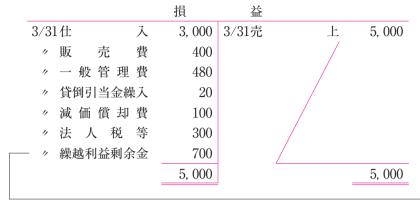
(*) 1,000円〈課税所得〉×30%=300円

法 人 税 等 未払法人税等

► 未払法人税等 300 整理後T/B

整理後T/B 法 人 税 等 300 ◀

問3 損益勘定および繰越利益剰余金勘定と繰越試算表 【解 答】



				繰越利益	É 剰余	:金					
6/25利	益	善 備	金	30	4/1	前	期	繰	越	740	
〃 未	払酉	已当	金	300	3/3]	l損			益	700	•
-3/31次	期	繰	越	1, 110							
				1, 440						1, 440	

	繰 越 試 算 表	
	×3年3月31日	(単位:円)
現 金 預 金	3,530 買 掛 金	2, 900
売 掛 金	4,000 未払法人税等	300
繰 越 商 品	2,000 未 払 販 売 費	130
前払一般管理費	120 貸 倒 引 当 金	80
備品	1,000 減価償却累計額	400
	資 本 金	5, 000
	利益準備金	730
	繰越利益剰余金	1, 110
	10, 650	10, 650

【解 説】

(1) 収益の損益勘定への振替え

(2) 費用の損益勘定への振替え

(損	益)	4, 400	(仕 入)	3, 000
			(販 売 費)	400
			(一般管理費)	480
			(貸倒引当金繰入)	20
			(減価償却費)	100
			(法 人 税 等)	300

(3) 当期純利益の繰越利益剰余金勘定への振替え

(損	益)	700	(繰越利益剰余金)	700
----	----	-----	-----------	-----

【参 考】大陸式決算法の場合

大陸式決算法では、帳簿の締切にあたって、資産・負債・純資産(資本)の各科目の 残高を決算振替仕訳を行い「決算残高」勘定へ振り替える。この結果、資産・負債・純 資産(資本)の各科目の残高が、「決算残高」勘定に記入されるために「繰越試算表」 を作成する必要がない。

(1) 収益の損益勘定への振替え⇒英米式決算法と同じ

(売	上)	5, 000	(損	益)	5, 000
(96	上)	3, 000	(1)只	111L)	3, 000

(2) 費用の損益勘定への振替え⇒英米式決算法と同じ

(損	益)	4, 400	(仕 入)	3, 000
			(販売費)	400
			(一般管理費)	480
			(貸倒引当金繰入)	20
			(減価償却費)	100
			(法 人 税 等)	300

(3) 当期純利益の繰越利益剰余金勘定への振替え⇒英米式決算法と同じ

(損	益)	700	(繰越利益剰余金)	700
(1月	1ml.)	700	(深) (深) (深) (深) (深) (表)	700

- (4) 資産・負債・純資産(資本)の決算残高勘定への振替え⇒英米式決算法と異なる
- ① 資産の決算残高勘定への振替え

(決 算 残	高) 10,650	(現 金 預 金)	3, 530
		(売 掛 金)	4, 000
		(繰越商品)	2, 000
		(前払一般管理費)	120
		(備 品)	1, 000

② 負債・純資産(資本)の決算残高勘定への振替え(評価勘定を含む)

(買 掛 金)	2, 900	(決 算 残 高) 10,650
(未払法人税等)	300	
(未払販売費)	130	
(貸 倒 引 当 金)	80	
(減価償却累計額)	400	
(資本金)	5, 000	
(利益準備金)	730	
(繰越利益剰余金)	1, 110	

(5) 勘定記入





	決 算	残 高	
3/31現 金 預 金	3, 530	3/31買 掛 金	2, 900
〃 売 掛 金	4, 000	〃 未払法人税等	300
〃 繰 越 商 品	2,000	〃 未 払 販 売 費	130
〃 前払一般管理費	120	〃貸倒引当金	80
〃 備 品	1,000	〃 減価償却累計額	400
		〃 資 本 金	5, 000
		〃 利 益 準 備 金	730
		〃 繰越利益剰余金	1, 110
	10, 650		10, 650

問4 損益計算書および貸借対照表

【解 答】

損益計算書						
自×2 ²		至×3年3月31日	(単位:円)			
I 売 上	高		5, 000			
Ⅱ 売 上 原	価					
1. 期首商品棚	卸高	1, 000				
2. 当期商品仕	入高	4, 000				
合	計	5, 000				
3. 期末商品棚	卸高	2, 000	3, 000			
売上総利	益		2, 000			
Ⅲ 販売費及び一	般管理費					
1. 販 売	費	400				
2. 一般管理	里 費	480				
3. 貸倒引当金	繰入	20				
4. 減 価 償 去	『 費	100	1, 000			
税引前当期	月純利益		1, 000			
法人税,住民税	及び事業税		300			
当 期 純	利 益		700			
		財 照 表	()// / [
A A		31日現在	(単位:円)			
現 金 預 金	3, 530	買 掛 金	2, 900			
売 掛 金	4, 000	未払法人税等	300			
貸倒引当金	△ 80	未払販売費	130			
商品	2, 000	資 本 金	5, 000			
前払一般管理費	120	利益準備金	730			
備品	1, 000	繰越利益剰余金	1, 110			
減価償却累計額	△400					
	10, 170		10, 170			



損益計算書の一般的な様式

報告式による損益計算書の一般的な様式は、次のとおりである。

損益計算書

	丁	(異長・田)
	王<3+3月31日	(単位:円)
I 売 上 高 Ⅱ 売 上 原 価(注1)		1, 000, 000
	200, 000	
1. 期首商品棚卸高	200, 000	
2. 当期商品仕入高	530, 000	
合 計 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	730, 000	FF0, 000
3. 期末商品棚卸高	180, 000	550, 000
売 上 総 利 益		450, 000
Ⅲ 販売費及び一般管理費	100,000	
1. 給料手当	120, 000	
2. 販売	53, 500	
3.貸倒引当金繰入	10, 000	
4. 租 税 公 課	13, 000	
5. 減 価 償 却 費	38, 000	
6. 雑 費	20, 500	255, 000
営 業 利 益		195, 000
Ⅳ 営 業 外 収 益(注2)		
1. 受取利息配当金	14, 000	
2. 仕 入 割 引	3, 500	17, 500
V 営 業 外 費 用(注2)		
1. 支 払 利 息	21, 000	
2. 為	4, 000	25, 000
経 常 利 益		187, 500
VI 特 別 利 益(注3)		
1. 社 債 償 還 益		12, 500
Ⅲ 特 別 損 失(注3)		
1. 固定資產売却損		40, 000
税引前当期純利益		160, 000
法人税、住民税及び事業税	55, 000	
法人税等調整額	△3, 000	52, 000
当 期 純 利 益		108, 000

- (注1) 売上原価には、「期首商品棚卸高」、「当期商品仕入高」、「期末商品棚卸高」などの内訳を示して表示する。また、「商品評価損」、「棚卸減耗損」などを記載することもある。
- (注2) 営業外収益および営業外費用には、「受取利息」、「仕入割引」、「支払利息」など主に財務上の取引から生じた損益を記載する。
- (注3) 特別利益および特別損失には、「固定資産売却損」などの臨時損益を記載する。

簿記検定 1 級の試験で出題される主な収益・費用の科目および表示区分は、次のとおりである。あくまでも一般例であり、条件により異なる区分に表示することもある。また、異なる科目を使用することもある。なお、太字の科目は、 $3\cdot 2$ 級で学習済みの科目であり、1 級でもよく使われる科目である。

販売費及び一般管理費	
積送諸掛 支払リース料 研究開発費 貸倒引当金繰入(営業債権に対するもの) 貸倒損失(営業債権に対するもの) 減価償却費 ソフトウェア償却 のれん償却額 退職給付費用	
営業外費用	営業外収益
支払利息 社債利息 社債発行費償却 手形売却損 有価証券売却損(有価証券運用損) 有価証券評価損(有価証券運用損) 投資有価証券評価損 為替差損 貸倒引当金繰入(営業外債権に対するもの) 貸倒損失(営業外債権に対するもの) 雑損(雑損失)	受取利息配当金有価証券利息 仕入割引 有価証券売却益(有価証券運用益) 有価証券評価益(有価証券運用益) 投資有価証券評価益 為替差益 貸倒引当金戻入 償却債権取立益 雑益(雑収入)
特別損失	特別利益
固定資産売却損 火災損失 固定資産圧縮損 減損損失 投資有価証券売却損 関係会社株式売却損 関係会社株式評価損 新株予約権未行使損 社債償還損 貸倒引当金繰入(臨時で巨額なもの)	固定資産売却益 保険差益 国庫補助金受贈益 投資有価証券売却益 関係会社株式売却益 新株予約権戻入益 社債償還益 負ののれん発生益



貸借対照表の一般的な様式

勘定式による貸借対照表の一般的な様式は、次のとおりである。

貸 借 対 照 表

	貝 旧 /	77 77 17	
○○○株式会社		31日現在	(単位:円)
資産の部		負 債 の 部	
I 流 動 資 産 (注)		I 流 動 負 債(注)	
現 金 預 金	130, 000	支 払 手 形	300, 000
受 取 手 形 300,000		買 掛 金	180, 000
貸倒引当金 △6,000	294, 000	短期借入金	80, 000
売 掛 金 200,000		未 払 金	10,000
貸 倒 引 当 金 △4,000	196, 000	未払法人税等	64, 000
有 価 証 券	78, 000	未 払 消 費 税	10,000
商品	180, 000	未 払 費 用	30, 000
前 払 費 用	10, 000	前 受 収 益	10, 000
為 替 予 約	20,000	流動負債合計	684, 000
未 収 収 益	62, 000	Ⅱ 固 定 負 債(注)	
短期貸付金	40, 000	社	400, 000
流動資産合計	1, 010, 000	長期借入金	170, 000
Ⅱ 固 定 資 産(注)		退職給付引当金	80, 000
1. 有形固定資産		固定負債合計	650, 000
建 物 300,000		負 債 合 計	1, 334, 000
減価償却累計額 △60,000	240, 000	純資産の部	
備 品 80,000		I 株 主 資 本	
減価償却累計額 △16,000	64, 000	1. 資 本 金	300, 000
土 地	400, 000	2. 資 本 剰 余 金	
建設仮勘定	76, 000	(1) 資本準備金	20, 000
有形固定資産合計	780, 000	(2) その他資本剰余金	10, 000
2. 無形固定資産		資本剰余金合計	30, 000
のれん	45, 000	3. 利益剰余金	
無形固定資産合計	45, 000	(1) 利益準備金	20, 000
3. 投資その他の資産		(2) その他利益剰余金	
投資有価証券	42, 000	別 途 積 立 金 70,000	
子会社株式	40, 000	繰越利益剰余金 210,000	_280, 000
長期定期預金	50, 000	利益剰余金合計	300, 000
長期前払費用	4,000	4. 自 己 株 式	△5, 000
長期貸付金	10, 000	株主資本合計	625, 000
繰延税金資産	3, 000	Ⅱ 評価・換算差額等	
投資その他の資産合計	149, 000	1 . その他有価証券評価差額金	7, 000
固定資産合計	974, 000	2. 繰延ヘッジ損益	14, 000
Ⅲ 繰 延 資 産		評価・換算差額等合計	21, 000
社 債 発 行 費	16, 000	Ⅲ 新株予約権	20, 000
繰 延 資 産 合 計	16, 000	純 資 産 合 計	666, 000
資 産 合 計	2, 000, 000	負債・純資産合計	2, 000, 000

(注)資産および負債は、「正常営業循環基準」、「一年基準」などの基準により、それぞれ流動・固定に分類 して記載する。

1. 正常営業循環基準

正常営業循環基準とは、企業の主目的たる営業活動の循環過程(営業サイクル)から生じた資産および負債は、すべて流動資産または流動負債に属するものとする基準である。

ここでいう, 主目的たる営業活動の循環過程とは, 現金から始まり, 仕入活動, 製造活動により棚卸 資産を取得し, 販売活動により再び現金化されるまでの一連の過程をいう。

正常営業循環基準により,流動資産または流動負債に属する資産および負債には,「現金」,商品などの「棚卸資産」,売掛金・買掛金などの「営業上の債権・債務」がある。

2. 一年基準

一年基準とは、貸借対照表日(決算日)の翌日から起算して1年以内(翌決算日まで)になくなる予定のものは、流動資産または流動負債に属するものとし、1年を超えてなくなる予定のものは、固定資産または固定負債に属するものとする基準である。正常営業循環基準により流動資産または流動負債に分類されなかった資産または負債は、一年基準により流動・固定に分類される。

一年基準により、流動・固定に分類される資産および負債には、定期預金など「期日の定めのある預金」、貸付金や借入金などの「営業外の債権・債務」などがある。

3. その他の基準

「正常営業循環基準」および「一年基準」のほかにも、科目の性質、所有目的などの条件により、流動・固定に分類されるものもある。

〈例〉有形固定資産…長期間にわたって使用する目的で所有するため、固定資産に属する。

有 価 証 券…売買目的有価証券は、短期的に売買を繰り返すため、流動資産に属する。 子会社株式は、支配目的で所有しているため、固定資産に属する。 簿記検定1級の試験で出題される主な資産・負債の科目および表示区分は、次のとおりである。あくまでも一般例であり、条件により異なる区分に表示することもある。また、異なる科目を使用することもある。なお、**太字**の科目は、 $3\cdot 2$ 級で学習済みの科目であり、1級でもよく使われる科目である。

流動資産	流動負債
現金預金 受取手形 売掛金 (積送未収金なども含む) リース債権 リース投資資産 有価証券 商品 貯蔵品 前払費用 未収収益 短期貸付金 未収入金	支払手形 買掛金 一年以内償還社債 短期借入金 リース債務(短期リース債務) 未払金 未払費用 未払法人税等 未払消費税 預り金 前受収益 修繕引当金 為替予約
金利スワップ 	金利スワップ 固定負債
1. 有地域 機両	社債 長期借入金 リース債務(長期リース債務) 長期前受収益 繰延税金負債 退職給付引当金 資産除去債務
繰延資産	
創立費 開業費 株式交付費 社債発行費 開発費	



3・2級で学習済みの主な決算整理仕訳

- 〈例1〉期首商品棚卸高200円,当期商品仕入高1,000円,期末商品帳簿棚卸高300円,期末商品実地棚卸高280円(原価),期末商品実地棚卸高(正味売却価額)250円。なお,売上原価は仕入勘定で計算する。また,棚卸減耗損および商品評価損は,仕入勘定へ振り替えなくてよい。
- (1) 売上原価の計算

(仕			入)	200	(繰	越	商	品)	200	
(繰	越	商	品)	300	(仕			入)	300	

(2) 期末商品の評価

(棚	卸	減	耗	損)	20	(繰	越	商	品)	50
(商	品	評	価	損)	30					

〈例2〉期末に現金の帳簿残高1,000円と実際有高1,100円との差異の原因を調査したところ、売掛金の回収高150円が未処理であることが判明したが、残額については不明である。

(現	金)	100	(売	掛	金)	150
(発生	損)	50				

〈例3〉期末に現金の帳簿残高1,000円と実際有高900円との差異の原因を調査したところ、販売費の支払高150円が未処理であることが判明したが、残額については不明である。

(販	売	費)	150	(現	金)	100
				(染隹	益)	50

〈例4〉期末に当座預金の帳簿残高1,000円と銀行残高証明書残高900円の差異の原因を調査したところ,銀行の営業時間外の預入れ150円と買掛金支払のために振り出した小切手50円が未渡しであることが判明した。

(当 座 預 金) 50 (買 掛 金) 50

- (注) 時間外預入は銀行側の残高を調整するため「仕訳不要」である。
- 〈例5〉売掛金の期末残高10,000円に対して2%の貸倒引当金を差額補充法により設定する。なお、 貸倒引当金の決算整理前残高は150円であった。

(貸倒引当金繰入) 50 (貸 倒 引 当 金) 50

〈例6〉期末に保有する売買目的有価証券の帳簿価額は1,000円,時価は1,100円であった。

(有 価 証 券) 100 (有価証券運用益) 100

〈例7〉期末に保有する売買目的有価証券の帳簿価額は1,000円, 時価は900円であった。

(有価証券運用損) 100 (有 価 証 券) 100

〈例8〉当期首に9,500円で取得した満期保有目的債券(額面金額10,000円,取得から5について,償却原価法(定額法)を適用する。	年後に償還)
(満期保有目的債券) 100 (有 価 証 券 利 息) 100)
〈例9〉期末に保有するその他有価証券の帳簿価額は1,000円, 時価は1,100円であった。 果会計は考慮しない。	なお,税効
(その他有価証券) 100 (その他有価証券評価差額金) 100)
〈例10〉期末に保有するその他有価証券の帳簿価額は1,000円, 時価は900円であった。 果会計は考慮しない。	なお、税効
(その他有価証券評価差額金) 100 (その他有価証券) 100)
〈例11〉当期首に取得した備品10,000円を定額法(残存価額ゼロ、耐用年数10年)によする。なお、記帳方法は間接法とする。	り減価償却
(減 価 償 却 費) 1,000 (減価償却累計額) 1,000)
〈例12〉退職給付引当金の決算整理前残高は900円, 当期末に必要な退職給付引当金 1,000円である。	の設定額は
(退職給付引当金) 100 (退職給付引当金) 100)
〈例13〉当期首に取得した自社利用目的のソフトウェア 6,000円を定額法(利用可能期間り償却する。	周3年)によ
(ソフトウェア償却) 2,000 (ソフトウェア) 2,000)
〈例14〉当期中に支払った2年分の保険料2,400円のうち当期末までに経過した期間は6 未経過期間分を前払費用として繰り延べる。	か月であり,
(前 払 費 用) 1,200 (支 払 保 険 料) 1,800 (長 期 前 払 費 用) 600)
〈例15〉受取利息のうち未経過期間分200円を前受収益として繰り延べる。	
(受 取 利 息) 200 (前 受 収 益) 200)
〈例16〉借入金に対する経過期間の利息200円を未払費用として見越計上する。	
(支 払 利 息) 200 (未 払 費 用) 200)
〈例17〉定期預金に対する経過期間の利息200円を未収収益として見越計上する。	
(未 収 収 益) 200 (受 取 利 息) 200)

〈例18〉当期における消費税の仮受高は1,200円、消費税の仮払高は1,000円であり、仮受高と仮払 高の差額を未払消費税とする。なお、税抜方式で処理している。

(仮受消費税)	1, 200	(仮 払	消	費 税)	1, 000
		(未 払	消	費 税)	200

〈例19〉課税所得1,000円に対して30%の法人税等を計しする。ただし、仮払法人税等100円がある。

(法	人	税	等)	300	(仮払法人税等)	100
					(未払法人税等)	200

参考

月次決算

企業は1会計期間(通常1年)における経営成績等を明らかにするため、会計期間の期末(決算日)において、減価償却費の計上、引当金の計上、経過勘定項目(未払費用、未収収益、前払費用、前受収益)などの決算整理を行わなければならない。ただし、近年では、経営管理目的などから、1か月ごとの損益(月次損益)を把握するために、これらの決算整理を毎月末に行うことが広く行われている。毎月末に行う決算手続きを「月次決算」といい、本来の会計期間末に行う決算手続きを「年度決算」という。ここでは、「月次決算」を行うさいに特徴的な減価償却費の計上、引当金の計上、経過勘定項目(未払費用、未収収益、前払費用、前受収益)について学習する。

1. 減価償却費の計上

月次決算を行う場合には、減価償却費は、期首に見積った1年分の減価償却費を12等分した1か月あたりの金額を毎月計上していく。その後、年度決算において、実際の1年分の金額との間に差異があった場合には、年度決算において調整する。

〈例〉期首において当期1年分の減価償却費を見積ったところ12,000円であった。よって、月次決算において毎月1,000円の減価償却費を計上する。

期末において当期1年分の減価償却費を計算したところ12,500円であった。よって、不足額500円の減価償却費を計上する。

(1) 月次決算 (毎月末に12回行う)

(減 価 償 却 費)	1, 000	(減価償却累計額)	1, 000
-------------	--------	-----------	--------

(2) 年度決算 (不足額の処理)

(减加值对象的	(減 価 償 却 費)	500	(減価償却累計額)	500
---------	-------------	-----	-----------	-----

2. 引当金の計上

月次決算を行う場合には、退職給付引当金のように長期にわたって設定される引当金については、期首に見積った 1 年分の引当金繰入額を 12 等分した 1 か月あたりの金額を毎月計上していく。その後、年度決算において、実際の 1 年分の金額との間に差異があった場合には、年度決算において調整する。なお、退職給付費用について差異が生じた場合には、特別な処理が規定されているので、それに従う(テキスト II で詳しく学習する)。

〈例〉期首において当期1年分の退職給付費用を見積ったところ12,000円であった。よって、月次決算において毎月1,000円の退職給付費用を計上する。

期末において当期1年分の退職給付費用を計算したところ12,500円であった。よって、不足額500円の退職給付費用を計上する。

(1) 月次決算 (毎月末に12回行う)

(退職給付引当金) 1,000 (退職給付引当金) 1,000

(2) 年度決算(不足額の処理)

(退職給付費用) 500 (退職給付引当金) 500

3. 経過勘定項目

収益・費用の見越し・繰延べにより計上される経過勘定項目(未収収益,未払費用,前受収益,前 払費用)については,年度決算を前提とした記帳方法では、期末に計上し、翌期首に再振替仕訳を行 うことが一般的である。しかし、月次決算を行う場合には、その他の記帳方法もあるので注意するこ と。

(1) 収益・費用の未収・未払い

月次決算を行っている場合には、収益の未収または費用の未払いを月次決算において経過期間 分を「未収収益」または「未払費用」として見越計上する。ただし、翌月初には再振替仕訳を行 わずに、受取時または支払時に「未収収益」または「未払費用」を取り消すことが一般的であ る。

〈例〉当社の決算日は毎年3月31日である。

当期の9月1日に事務所用建物を賃借した。

1年分の家賃は12,000円(月額1,000円)であり、1年後に現金で後払いする。

① 賃借時(9月1日)

仕 訳 な し

② 月次決算(9月末から3月末までに7回行う)

(支 払 家 賃) 1,000 (未 払 家 賃) 1,000

∴ P/L支払家賃 7,000円 ← 1,000円×7か月B/S未払家賃 7,000円 ← 1,000円×7か月

③ 月次決算(4月末から7月末までに4回行う)

(支 払 家 賃)

1,000

(未 払 家 賃)

1,000

④ 支払時(8月末日)

8月分は未払費用を計上せずに、直接、支払家賃で処理しておく。

(支 払 家 賃)

1.000

(現

金)

12,000

(未 払 家 賃)

11,000

(2) 収益・費用の前受け・前払い

月次決算を行っている場合には、受取時または支払時に「前受収益」または「前払費用」を計 上し、月次決算において経過期間分を「収益」または「費用」に振り替える処理が一般的であ る。

〈例〉当社の決算日は毎年3月31日である。

当期の9月1日に1年分の保険料12,000円(月額1,000円)を現金で前払いした。

① 支払時(9月1日)

(前 払 保 険 料) 12,000

(現

金)

12,000

② 月次決算(9月末から3月末までに7回行う)

(支払保険料)

1. 000

(前 払 保 険 料)

1.000

- ∴ P/L支払保険料 7,000円 ← 1,000円×7か月 B/S前払保険料 5,000円 ← 12,000円 - 7,000円
- ③ 月次決算(4月末から8月末までに5回行う)

(支払保険料)

1,000

(前 払 保 険 料)

1,000



財務諸表の種類

簿記検定2級の試験では、個々の企業が、一会計期間(通常1年)ごとに作成する財務諸表について学習してきたが、財務諸表は、作成主体の違い、作成期間の違いにより、いくつかの種類に分類される。

1. 作成主体による分類

作成主体	財務諸表の種類
個々の企業	財務諸表 (個別財務諸表)
企業集団	連結財務諸表

(注) 連結財務諸表とは、親会社、子会社などの支配従属関係にある企業をまとめて一つの企業集団(企業グループ)とし、企業集団を作成主体として作成した企業集団全体の財務諸表のことをいい、上場企業などの有価証券報告書提出会社は、原則として連結財務諸表を作成しなければならない。連結財務諸表の作成については、「テキストⅢ」で詳しく学習する。

2. 作成期間による分類

作 成 期 間	財務諸表の種類				
会計期間 (通常1年)	財務諸表 (決算財務諸表,年度財務諸表)				
中間会計期間 (上半期=半年)	中間財務諸表				
四半期会計期間 (3か月)	四半期財務諸表				

- (注1) 中間財務諸表とは、会計期間が1年の会社が、中間会計期間(上半期=半年)において作成する財務 諸表のことをいい、非上場の有価証券報告書提出会社(非上場の大規模会社)は、中間財務諸表を作成 しなければならない。
- (注2) 四半期財務諸表とは、会計期間を4等分した四半期(3か月)ごとに作成する財務諸表のことをいい、 上場会社は、四半期財務諸表を作成しなければならない。

3. 作成主体と作成期間の組み合わせ

		個々	の企	業			企	業	集	团	
		(個別則	材務諸	表)			(連	結財	務請	者表)	
会計期間 (通常1年)	財	務	諸		表	連	結	財	務	諸	表
中間会計期間 (上半期=半年)	中	間財	務	諸	表	中	間迫	直 結	財	務諸	表
四半期会計期間 (3か月)	四	半 期	財 務	諸	表	四	半期	連約	吉財	務諸	表

(注) このうち簿記検定1級の試験では「財務諸表」と「連結財務諸表」が重要であり、「テキストI・Ⅱ」では、「財務諸表」を中心に学習し、「テキストⅢ」では、「連結財務諸表」を中心に学習する。

01

商業簿記・会計学総論

「会計」とは、経済主体の経済活動を測定、記録、報告する手続きのことである。「会計」には、対象となる経済主体が、どのような方法で、どんな情報を提供するかにより、さまざまに分類されることがあるが、簿記検定1級の試験でいう「会計学」では、企業が財務諸表の作成をとおして、企業の利害関係者(株主などの投資家、銀行などの債権者、税務署などの国・地方公共団体、取締役などの経営者など)に対して、企業の財政状態、経営成績などの財務内容を報告するための「財務会計」を前提としている。なお、「財務会計」を前提とした「会計学」を「財務諸表論」ということもある。

ここでは、財務会計を行ううえで守るべきルールについて紹介する。

(注) 企業を対象とした「企業会計」は、外部報告目的の「財務会計」と内部報告(管理)目的の「管理会計」に分類することができる。ただし、会計原則および会計基準の中では、「企業会計」という言葉が広く使われているため、以降、本テキストでは、「財務会計」という意味で「企業会計」という言葉を使用している。また、特に断りのある場合を除き、企業=株式会社とする。

補足財務会計の機能

財務会計の機能には、大きく次の2つがあげられる。

- (1) 情報提供機能
- (2) 利害調整機能
- (1) 情報提供機能

情報提供機能とは、投資者(株主などの投資家や債権者)の意思決定に有用な情報を提供する機能をいう。

- (注) 今日,企業の活動に必要な資金の多くは、投資者により成立する証券市場から調達されており、証券市場が円滑に機能することが重要になっている。投資者に企業の収益性や安全性についての情報が提供されなければ、投資者は、株式等の購入・保有・売却についての判断が行えず、証券市場は機能しなくなってしまう。そのため、証券市場を円滑に機能させるためには、企業の収益性や安全性についての情報を財務諸表により投資者に提供し、意思決定を可能にする必要がある。
- (2) 利害調整機能

利害調整機能とは、企業を巡る利害関係者の利害の対立を解消または調整する機能をいう。

(注) 企業は、株主や債権者から資金の提供を受け、会社経営者が運用することにより利益を獲得する。この利益から株主に配当が行われ、債権者に利息が支払われる。会社経営者は、資金提供者から委託された資金を適正に運用し、利益をあげるような経営活動を行う管理責任がある。そこで、経営者は、財務諸表を作成し、資金提供者から委託された資金をどのように運用し、どれだけの利益を上げたのかを報告することにより、利害関係者の利害を調整している。

4 制度会計 理論

法律・法令等の要請によって行われる企業会計を「制度会計」という。わが国における企業会計に関する法律には、「会社法」、「金融商品取引法」、「法人税法」の3つの体系があるといわれるが、このうち、財務諸表の作成を要請している「会社法」と「金融商品取引法」の2つの特徴をまとめると次のとおりである。

	会 社 法	金融商品取引法
制度の目的	利害関係者の利害の調整 現在株主と債権者の保護	有価証券の発行の公正化と流通 の円滑化 投資家の保護
規制の対象	すべての株式会社	上場企業 大規模な株式会社
報 告 先	株主 (定時株主総会)	内閣総理大臣
	会社法の計算等に関する規定	
会計処理基準	会社計算規則	
	企業会計原則その他の会計原則,	基準など
表示基準	会社計算規則	財務諸表等規則
	貸借対照表	貸借対照表
	損益計算書	損益計算書
財務諸表等の	株主資本等変動計算書	株主資本等変動計算書
体 系	個別注記表	キャッシュ・フロー計算書
	事業報告	附属明細表
	附属明細書	

- (注1) 会社法では、財務諸表を「計算書類」とよんでいる。なお、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書、個別注記表)および事業報告は、定時株主総会に提出し、計算書類については、原則 として、その承認を受けなければならない。
- (注2) 小規模な株式会社は、会社法の規定にもとづき株主総会提出用の計算書類等を作成するだけであるが、 大規模な株式会社は、さらに金融商品取引法の規定にもとづき内閣総理大臣提出用の有価証券報告書 (この中に財務諸表等が含まれる)を作成しなければならない。

なお、金融商品取引法における財務諸表には、個別注記表が含まれていないが、同等の内容を財務諸表 に注記しなければならない。

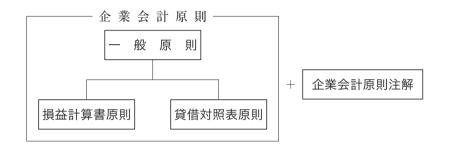
埋論

5 企業会計原則

企業会計原則とは、「企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正 妥当と認められたところを要約したもの」である。

企業会計原則は、必ずしも法令によって強制されるものではないが、金融商品取引法にもとづく財務諸表の会計処理基準として位置づけられるとともに、会社法においても「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定されており、その一部が取り入れられている。

企業会計原則は、「一般原則」、「損益計算書原則」、「貸借対照表原則」の3部で構成され、さらに、補足的な説明を行うために「企業会計原則注解」が定められている。



なお、企業会計原則は、企業が一般的な取引を行った場合に、損益計算書および貸借対照表を 作成するための基本的なルールを定めたものであるが、特殊な取引を行った場合や特殊な財務諸 表を作成するためのルールとして、さまざまな会計基準が定められている。

企業会計原則に準じる主な会計基準には次のようなものがある。

	棚卸資産の評価に関する会計基準					
特殊な取引に関する会計基準	収益認識に関する会計基準					
	金融商品に関する会計基準					
	固定資産の減損に係る会計基準					
	資産除去債務に関する会計基準					
	リース取引に関する会計基準					
	研究開発費等に係る会計基準					
	退職給付に関する会計基準					
	ストック・オプション等に関する会計基準					
	外貨建取引等会計処理基準					
	税効果会計に係る会計基準					
	企業結合に関する会計基準					
	事業分離等に関する会社基準					
	連結財務諸表に関する会計基準					
特殊な財務諸表に関する会計基準	四半期財務諸表に関する会計基準					
	株主資本等変動計算書に関する会計基準					
ス カ る ム 印 坐 年	包括利益の表示に関する会計基準					
	連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準					

6 一般原則

「企業会計原則」は、「一般原則」、「損益計算書原則」および「貸借対照表原則」の3部で構成されている。このうち、「一般原則」では、損益計算書および貸借対照表の作成に共通する基本的な考え方を定めている。具体的には、次の7つの原則がある。

① 真実性の原則

④ 明瞭性の原則

⑦ 単一性の原則

② 正規の簿記の原則

⑤ 継続性の原則

③ 資本と利益の区別の原則

⑥ 保守主義の原則

1. 真実性の原則

「一般原則 一」

企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

真実性の原則では、「真実な報告」を提供することを要請している。

真実性の原則が要求する「真実」とは、「絶対的真実」ではなく、「相対的真実」であると解釈されている。なぜならば、今日の財務諸表は、記録された事実と会計上の慣習、経営者(または会計担当者)の個人的判断の総合的表現によって作成されているからである。したがって、唯一絶対的な真実を求めることはできず、相対的にならざるをえないのである。

補足 相対的真実について

たとえば、備品の取得原価1,000円、残存価額なし、耐用年数10年、定額法償却率10%、200%定率法償却率20%の場合、1年目の減価償却費は、定額法によれば100円(1,000円×10%)になるが、定率法によれば200円(1,000円×20%)になる。このように、事実が同じであっても、採用する会計処理の手続きや原則が異なれば、計算された結果が異なることになる。ただし、どちらの方法を採用した場合であっても、その採用した方法にもとづいて適正に処理された結果であれば、どちらも真実であると認められる。

2. 正規の簿記の原則

(1) 正規の簿記の原則

「一般原則 二」

企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

正規の簿記の原則では、正確な会計帳簿の作成と、その会計帳簿にもとづいて財務諸表を 作成することまで要請している。なお、会計帳簿にもとづいて財務諸表を作成することを誘 導法という。

補足 財務諸表の作成と正確な会計帳簿

1. 誘導法と棚卸法

- (1) 誘導法:会計帳簿にもとづいて財務諸表を作成する方法
- (2) 棚卸法: 実地棚卸を行って財産目録を作成し、そこから貸借対照表を作成する方法

2. 正確な会計帳簿の要件

正確な会計帳簿とは、一般的に「網羅性」、「検証性」および「秩序性」の3つの要件を満たす会計 帳簿のことであるといわれる。

(2) 重要性の原則

「企業会計原則注解【注1】」

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。

重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用される。

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品,消耗工具器具備品その他の貯蔵品等のうち,重要性の乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。
- (2) 前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定項目として処理しないことができる。
- (3) 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。
- (4) たな卸資産の取得原価に含められる引取費用,関税,買入事務費,移管費,保管費等の付随費用のうち,重要性の乏しいものについては,取得原価に算入しないことができる。
- (5) 分割返済の定めのある長期の債権又は債務のうち、期限が一年以内に到来するもので重要性の乏しいものについては、固定資産又は固定負債として表示することができる。

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算や表示を行うべきであるが、 重要性の原則では、重要性の乏しいものについては、厳密な処理によらないで、簡便な方法 や表示を採用することを容認している。

なお, 重要性の判断基準としては,「金額の重要性(量的重要性)」や「項目の重要性(質的重要性)」がある。

3. 資本と利益の区別の原則

「一般原則 三」

資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。

「企業会計原則注解【注2】(1)」一部抜粋

資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金であり、利益剰余金は損益取引から生じた剰余金、すなわち利益の留保額であるから、両者が混同されると、企業の財政状態及び経営成績が適正に示されないことになる。

資本と利益の区別の原則(資本取引・損益取引区分の原則または剰余金区別の原則とよぶこともある)では、資本取引から生じた資本剰余金と損益取引から生じた利益剰余金とを区別することを要請している。

補足 資本剰余金と利益剰余金

資本取引とは、資本金および資本剰余金が増減する取引のことをいい、株主からの払込みなどが該当する。資本取引から生じた資本剰余金は、資本金とともに社内に維持拘束されるべきものと考えられている。それに対して損益取引とは、収益・費用を生ぜしめ、結果として利益剰余金が増減する取引をいう。損益取引から生じた利益剰余金は、処分可能なものと考えられている。

 貸借対照表

 負債

 資本金

 剰資本剰余金

 余量

 利益剰余金

 処分可能なもの

4. 明瞭性の原則

(1) 明瞭性の原則

「一般原則 四」

企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業 の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

明瞭性の原則では、財務諸表の明瞭性を要求している。

補足 「形式に関する明瞭性」と「内容に関する明瞭性」

明瞭性の原則でいう明瞭性には、「形式に関する明瞭性」と「内容に関する明瞭性」とがある。

1. 形式に関する明瞭性(形式的明瞭性)

形式に関する明瞭性とは、財務諸表の様式、区分表示などの形式に関する明瞭性であり、次のようなものがある。

- ・損益計算書および貸借対照表の様式および区分表示
- ・科目の明瞭な分類(概観性も考慮し、過度に細分化しない)
- ・科目の系統的配列
- ・総額主義による表示

2. 内容に関する明瞭性(実質的明瞭性)

実質的明瞭性とは、財務諸表に表示された金額がどのような会計処理の原則および手続きで決定されたかを開示するものなどの内容に関する明瞭性であり、次のようなものがある。

- ・重要な会計方針の注記
- ・重要な後発事象の注記
- ・附属明細表 (附属明細書) の添付

(2) 重要な会計方針の開示

「企業会計原則注解【注1-2】」

財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならない。

会計方針とは、企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。

会計方針の例としては、次のようなものがある。

- イ 有価証券の評価基準及び評価方法
- ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ハ 固定資産の減価償却方法
- ニ 繰延資産の処理方法
- ホ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
- へ 引当金の計上基準
- ト 費用・収益の計上基準

代替的な会計基準が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。

会計方針とは、会計処理の原則および手続きならびに表示の方法のことをいい、このうち 重要なものは、財務諸表に注記しなければならない。なお、「会社計算規則」では、重要な 会計方針は、「注記表」に記載することを要請している。

(3) 重要な後発事象の開示

「企業会計原則注解【注1-3】」

財務諸表には、損益計算書及び貸借対照表を作成する日までに発生した重要な後発事象を 注記しなければならない。

後発事象とは、貸借対照表日後に発生した事象で、次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすものをいう。

重要な後発事象を注記事項として開示することは、当該企業の将来の財政状態及び経営成績を理解するための補足情報として有用である。

重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。

- イ 火災、出水等による重大な損害の発生
- ロ 多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還
- ハ 会社の合併、重要な営業の譲渡又は譲受
- ニ 重要な係争事件の発生又は解決
- ホ 主要な取引先の倒産

重要な後発事象とは、貸借対照表日後に発生した事象で、次期以後の財政状態および経営 成績に影響を及ぼすものをいい、このうち損益計算書および貸借対照表を作成する日までに 発生した重要なものは、財務諸表に注記しなければならない。

なお、「会社計算規則」では、重要な後発事象は、「注記表」に記載することを要請している。

補足後発事象の分類

「企業会計原則」では、重要な後発事象は、財務諸表に注記することとされているが、後発事象のなかには、直接、当期の財務諸表を修正しなければならないものもある。

「後発事象に関する監査上の取扱い」においては、次のように分類している。

後発事象	修正後発事象	発生した事象の実質的な原因が決算日現在においてす でに存在しているため、 財務諸表の修正 が必要である事 象
反光	開示後発事象	発生した事象が翌事業年度以降の財務諸表に影響を及 ぽすため、注記表に記載または 財務諸表に注記 を行う必 要がある事象

その他の注記すべき事項 研究

「企業会計原則」では、貸借対照表には、次の事項を注記することを要請している。

- ① 受取手形の割引高または裏書譲渡高、保証債務等の偶発債務
- ② 債務の担保に供している資産
- ③ 発行済株式1株当たり当期純利益および同1株当たり純資産額 など
 - (注) 1株当たり当期純利益の注記は、「財務諸表等規則」では損益計算書に注記することとしている。また、 「会社計算規則」では、1株当たり情報に関する注記として注記表に記載することとしている。

また、「財務諸表等規則」および「会社計算規則」では、このほかにもさまざまな事項について注 記することを要請している。「会社計算規則」にもとづく注記表に記載すべき主な注記事項は、次の とおりである。

- ① 継続企業の前提に関する注記
- ② 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ① 税効果会計に関する注記
- ③ 会計方針の変更に関する注記
- ④ 収益認識に関する注記
- ⑤ 表示方法の変更に関する注記
- ⑥ 会計上の見積りに関する注記
- ⑦ 会計上の見積りの変更に関する注記
- ⑧ 貸借対照表等に関する注記
- ⑨ 損益計算書に関する注記

- 株主資本等変動計算書に関する注記
- (12) リースにより使用する固定資産に関する注記
- 持分法損益等に関する注記
- (14) 関連当事者との取引に関する注記
- 1株当たり情報に関する注記 (15)
- 16 重要な後発事象に関する注記
- ① 連結配当規制適用会社に関する注記
- 18 その他の注記

(4) 附属明細表と附属明細書

「附属明細表」および「附属明細書」とは、損益計算書および貸借対照表の重要な項目に ついて、より詳細な情報を提供するために作成されるものであり、損益計算書または貸借対 照表の科目の内訳や増減額などが記載される。

「企業内容等の開示に関する内閣府令」および「財務諸表等規則」では、「附属明細表」の 作成を要請し、「会社法」および「会社計算規則」では、「附属明細書」の作成を要請してい る。

5. 継続性の原則

「一般原則 五」

企業会計は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更しては ならない。

「企業会計原則注解【注3】」

企業会計上継続性が問題とされるのは、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原 則又は手続の選択適用が認められている場合である。

このような場合に、企業が選択した会計処理の原則及び手続を毎期継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる利益額が算出されることになり、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、この結果、企業の財務内容に関する利害関係者の判断を誤らしめることになる。

従って、いったん採用した会計処理の原則又は手続は、正当な理由により変更を行う場合 を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用しなければならない。

なお,正当な理由によって,会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは,これ を当該財務諸表に注記しなければならない。

継続性の原則では、①経営者の恣意的な利益操作を排除し、②財務諸表の期間比較性を確保するために、会計処理の原則および手続きを毎期継続して適用することを要請している。

ただし、正当な理由により変更することは容認している。

補足 継続性の変更について

1. 継続性の原則が問題となるケース

継続性の原則が問題となるのは、1つの会計事実について2つ以上の会計処理の原則または手続きの選択適用が認められている場合に、認められる処理から別の認められる処理に変更しようとする場合である。したがって、認められない処理への変更や認められない処理からの変更は、継続性の原則以前の問題であり、当然、変更できないか、当然、変更しなければならない。

① ②	認められる処理⇔認められない処理 認められない処理⇔認められない処理	企業会計原則違反であり、当然, 変更できない。	継続性の原則以前
3	認められない処理⇒認められる処理	当然、変更しなければならない。	の問題である。
4	認められる処理⇨認められる処理	継続性の原則が問題となるケースで 原則:変更することは認められない 容認:正当な理由があれば変更する	0

2. 正当な理由による変更

正当な理由としては、取扱品目の変更等「企業の大規模な経営方針の変更」や関連法令の改廃、国際経済環境の急変等「経済環境の急激な変化」などがある。また、会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由およびその変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記する。

6. 保守主義の原則

「一般原則 六」

企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計 処理をしなければならない。

「企業会計原則注解【注4】」

企業会計は、予測される将来の危険に備えて慎重な判断に基づく会計処理を行わなければならないが、過度に保守的な会計処理を行うことにより、企業の財政状態及び経営成績の真実な報告をゆがめてはならない。

保守主義の原則では、保守的な会計処理 (適当に健全な会計処理または慎重な判断にもとづく 会計処理) を要請している。ただし、過度に保守的な会計処理を行うことは認められていない。

補足保守的な会計処理

1. 保守的な会計処理とは

企業会計上、利益が計上されると、それにもとづいて税金、配当などの支払いが行われる。すなわち、利益が小さいほど現金の支出を抑えることができる。したがって、取引された事実が同じであれば、利益が小さくなるような会計処理を選択したほうが、現金の支出を抑えることにより、企業の健全性(安全性)を保つことができる。

このように、利益が小さくなるような会計処理を保守的な会計処理という。なお、イギリスの伝統的な会計思考では、このことを「予想の損失は計上してもよいが、予想される利益は計上してはならない」といっている。

2. 保守的な会計処理の適用例

- ① 収益の認識における実現主義
- ② 減価償却における定率法
- ③ 棚卸資産の評価における低価法
- ④ 引当金の計上
 - (注) 実現主義については後述する。

7. 単一性の原則

「一般原則 七」

株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

単一性の原則では、目的に応じて異なる計算内容、表示形式の財務諸表を作成する場合であっても、財務諸表の作成基礎となる会計記録は単一であることを要請している(二重帳簿の禁止)。 また、このことを「実質一元・形式多元」という。

研究 会計公準

会計公準とは、企業会計における最も基礎的な前提であり、企業会計の下部構造をいう。



- ⇔ 上部構造(具体的な基準, 計算方法, 処理方法)
- ⇔ 中部構造 (基本的な考え方)
- ⇔ 下部構造 (基礎的な前提条件)

会計公準には、一般的に以下の3つがある。

1. 企業実体の公準

企業実体の公準とは、企業をその所有主(オーナー、株主)から独立した存在と考え、企業会計は、「企業それ自体を1つの会計単位とすること」を意味し、企業会計の場所的限定を示している。

(注)企業実体の公準によれば、個別会計では、法的実体(法人など)にもとづいて個々の企業ごとに財務諸表(個別財務諸表)が作成され、連結会計では、経済的実体(支配従属関係(親会社と子会社など)にある企業集団)にもとづいて連結財務諸表が作成される。

2. 継続企業の公準(会計期間の公準)

継続企業の公準(会計期間の公準)とは、企業は基本的に解散、清算は予定されておらず継続的に活動を行うと考えられることから、人為的に期間を区切ることにより「会計期間ごとに処理、計算を行うこと」を意味し、企業会計の時間的限定を示している。

(注) 財務諸表は、企業が継続することを前提に考えられた会計処理の原則および手続きにもとづいて作成されているため、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況が存在すると判断した場合には、当該事象または状況が存在する旨および内容、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在する旨、当該事象または状況を解消または大幅に改善するための経営者の対応および経営計画の内容などを財務諸表に注記または注記表に記載しなければならない。なお、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況には、債務超過などの財務指標の悪化、債務不履行などの財務活動の破綻、重要な市場または得意先の喪失などの営業活動の低迷などがあげられる。

3. 貨幣的評価の公準(貨幣的測定の公準)

貨幣的評価の公準(貨幣的測定の公準)とは、企業会計では、「貨幣額によって評価(測定)すること」を意味し、企業会計の内容的限定を示している。なお、企業会計では、数量、時間など貨幣以外の物量的数値が用いられることもあるが、それらは、あくまでも付随的、補完的なものであると考えられている。

また、この公準では、インフレーションなどの理由により貨幣価値が変動しても、一般には、そう した貨幣価値の変動を特別に考慮しないことから、貨幣価値が安定しているという仮定にもとづいて いるともいわれる。

7 損益計算書原則



「損益計算書原則」とは、損益計算書の作成に関する原則であり、そのなかでも特に基本となる原則には、次のようなものがある。

	損益計算書の本質	費用収益対応の原則
損益計算書 の基本原則	収益・費用の計上原則	発生主義の原則 実現主義の原則 収支主義の原則
0)至于100人	作成原則(表示原則)	総額主義の原則 費用収益対応の原則(費用収益対応表示の原則) 区分表示の原則

1. 捐益計算書の本質

「損益計算書原則 一」

損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。

(1) 損益計算書の本質(目的)

損益計算書の本質(目的)は、経営成績を明らかにするために当期純利益を計算し、表示 することである。

研究 経営成績の意味

損益計算書では、「経営成績」を明らかにしなければならないが、ここでいう「経営成績」の概念には、以下の2つの考え方がある。

1. 当期業績主義

当期業績主義とは、非経常的、臨時的に発生する損益(期間外損益項目=特別損益項目)を含まない正常な収益力(経常利益)を経営成績とする考え方である。

2. 包括主義 ⇔ 企業会計原則で採用

包括主義とは、非経常的、臨時的に発生する損益(期間外損益項目=特別損益項目)を含めた処分可能利益の増減額(当期純利益)を経営成績とする考え方である。

企業会計原則では、損益計算書において当期純利益を計算し、表示することを要請していることから「包括主義」を採用しているといわれるが、経常利益の計算も要求していることから両者の考え方を採用しているともいえる。

(2) 費用収益対応の原則

費用収益対応の原則とは、企業活動の成果である収益と、収益を獲得するために費やされた費用とを対応させることにより当期純利益を計算することを指示する原則である。

研究 収益と費用の対応形態

収益と費用の対応形態には、以下の2つの形態がある。

1. 個別的対応(プロダクト対応)

個別的対応とは、収益と費用とを特定の商品、製品などをとおして個別的に対応させることであり、売上高と売上原価との対応などがある。

2. 期間的対応 (ピリオド対応)

期間的対応とは、収益と費用とを特定の期間をとおして間接的に対応させることであり、売上高と販売費及び一般管理費との対応、営業外収益と営業外費用との対応などがある。

2. 収益・費用の計上原則

収益・費用の計上原則とは、費用・収益を「いくら計上すべきなのか (測定)」、「いつ計上すべきなのか (認識)」を決定するための基本的な考え方のことである。

「損益計算書原則 一A」

すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。

前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、 当期の損益計算に計上しなければならない。

(1) 収支主義の原則 < 収益・費用の測定原則

収支主義の原則とは、収益・費用を測定するための原則であり、収益・費用を収入および 支出にもとづいて計上することを要請する原則である。

ただし、収支主義の原則は、あくまでも計上する金額を決定するための原則であり、いつ計上するのかということとは、直接の関係がない。したがって、①ここでいう収入・支出には、過去の収入・支出および将来の収入・支出が含まれる。逆にいえば、②当期の収入・支出が、かならずしも当期の収益・費用になるとは限らない。

〈例〉当期に商品10.000円を掛けで販売し、翌期に回収予定である。

- ① 当期の売上高10,000円は、将来の収入予定額10,000円にもとづいて計上される。
- ② 翌期に10,000円の収入があるが、翌期に売上は計上されない。

(2) 発生主義の原則 (二 収益・費用の認識原則

発生主義の原則とは、収益・費用を認識するための原則であり、収益・費用を発生した期間に計上することを要請する原則である。なお、ここでいう「発生」とは、企業活動の進行によって経済価値が増減することをいい、価値が増加すれば収益が発生したと考え、価値が減少すれば費用が発生したと考える。

また、費用の発生については、財貨または用役が消費されたときに発生したと考える「消費発生主義」と、財貨または用役が消費される原因が生じたときに発生したと考える「原因発生主義」に分類される。

(3) 実現主義の原則 🗇 収益の認識原則

実現主義の原則とは、収益を実現の事実にもとづいて計上することを要請する原則である。なお、ここでいう「実現の事実」とは、収益に「確実性」が認められ、金額に「客観性」が認められることをいい、一般的には、次の2つの要件を満たすことをいう。

- ① 財貨または用役の提供
- ② 対価として貨幣性資産 (現金および売掛金・受取手形) の取得

また、実現の条件を満たす前の収益を「未実現収益」といい、原則として未実現収益を計 上することは認められていない。

研究 収益・費用の認識について

収益・費用の認識については、理論上、以下のような考え方がある。

1. 現金主義

現金主義とは、収益・費用を現金の収入時または支出時に認識するという考え方である。現金主義 は、計算が簡便であるが、信用経済が発達した今日においては、適正な期間損益計算を行うことがで きない。

2. 半発生主義(権利義務確定主義)

半発生主義(権利義務確定主義)とは、現金の収入・支出だけでなく、将来受け取る権利(金銭債権)および将来支払う義務(金銭債務)の発生時にも収益・費用を認識するという考え方である。現金主義よりも合理的であるが、固定資産の減価償却費の計上や引当金の設定および経過勘定の計上などの重要な損益計算上の要素が無視されている。

3. 発生主義

発生主義とは、前述したように経済価値の増減により収益・費用を認識する考え方である。発生主義では、固定資産の減価償却費の計上や引当金の設定および経過勘定の計上などを行うことができ、適正な期間損益計算を行ううえで合理性がある。ただし、収益の発生の認識には、主観や恣意的な判断が多分に介入することにより不確実で客観性のない収益が計上されるおそれがある。このことから、費用の認識には適切であるが、収益の認識には不適切であるといえる。

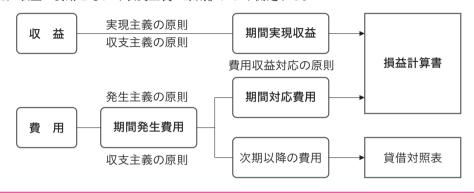
4. 実現主義

実現主義とは、前述したように実現の事実により収益を認識する考え方である。実現主義では、未 実現収益を排除し、客観性、確実性のある実現収益のみが計上されることから、処分可能利益の算定 を中心とした今日の制度会計の主旨に合致している。

研究 発生主義会計

「実現主義の原則」により期間実現収益を認識し、「発生主義の原則」により期間発生費用を認識し、さらに「費用収益対応の原則」により期間実現収益に対応する期間対応費用を計上し損益計算を行う会計システムを発生主義会計という。なお、期間発生費用であっても期間対応費用にならないものは、次期以降の費用とするために貸借対照表に計上し繰り延べる。

また、収益・費用ともに「収支主義の原則」により測定する。



(4) 経過勘定項目

経過勘定項目とは、時間の経過にともなって発生する費用または収益を発生した期間に正 しく割り当てるための調整項目である。

経過勘定には、「前払費用」、「前受収益」、「未払費用」、「未収収益」の4つがあり、企業会計原則では、それぞれ次のように規定している。

「企業会計原則注解【注5】」

(1) 前払費用

前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、前払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。

(2) 前受収益

前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の収益となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、前受収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による前受金とは区別しなければならない。

(3) 未払費用

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、すでに提供された 役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいう。従って、このような役務に対 する対価は、時間の経過に伴いすでに当期の費用として発生しているものであるから、こ れを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならな い。また、未払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による未払金とは区別しなけれ ばならない。

(4) 未収収益

未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。従って、このような役務に対する対価は時間の経過に伴いすでに当期の収益として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、未収収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による未収金とは区別しなければならない。

補足 経過勘定項目と前払金,前受金,未払金,未収入金との区別

経過勘定項目は、「継続的な役務提供契約」にもとづいて発生する費用・収益を発生した期間に正しく割り当てるために使用する科目である。したがって、役務提供契約であっても「継続的でないもの」や継続的であっても物品の売買など「役務提供契約でないもの」については、経過勘定項目を使用せずに、「前払金」、「前受金(契約負債)」、「未払金(買掛金)」、「未収入金(売掛金)」として処理する。

また、「継続的な役務提供契約」にもとづくものでも、契約期間が完了(または支払期日が到来) したものに対する未払い、未収は、経過勘定項目を使用せずに「未払金」、「未収入金」として処理する。

内 容	科 目
継続的な役務提供契約で契約期間完了前	前払費用,前受収益,未払費用,未収収益
継続的な役務提供契約で契約期間完了後 一 時 的 な 役 務 提 供 契 約 継 続 的 な 物 品 の 売 買 契 約 な ど 一 時 的 な 物 品 の 売 買 契 約 な ど	前払金,前受金(契約負債), 未払金(買掛金),未収入金(売掛金)

3. 作成原則(表示原則)

(1) 総額主義の原則

「損益計算書原則 一B」

費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

総額主義の原則では、原則として費用および収益を総額によって記載することを要請している。ただし、有価証券の評価損益のように、一般に評価損と評価益とを相殺して記載することが慣例となっているものも多く認められる。

(2) 費用収益対応の原則(費用収益対応表示の原則)

「捐益計算書原則 一C」

費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。

費用収益対応の原則(費用収益対応表示の原則)では、費用および収益を発生源泉別に分類し、対応表示することを要請している。

具体的な分類 (表示区分) は、以下のようになる。

- (3) 区分表示の原則
- ① 表示区分

「損益計算書原則 二」

損益計算書には、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。

- A 営業損益計算の区分は、当該企業の営業活動から生ずる費用及び収益を記載して、営業利益を計算する。
 - 二つ以上の営業を目的とする企業にあっては、その費用及び収益を主要な営業別に区分して記載する。
- B 経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息及び割引料、有価証券売却 損益その他営業活動以外の原因から生ずる損益であって特別損益に属しないものを記載 し、経常利益を計算する。
- C 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、前期損益修正額、固定資産売却損益等の特別損益を記載し、当期純利益を計算する。

上記の規定をまとめると、次のようになる。

	Ţ	売	ŀ	•	高
	1			-	
	II	売	上	原	価
営業損益計算		売	上 総	氵利	益
	Ш	販売費	貴及び-	一般管	理費
		営	業	利	益
	IV	営	業外	- 収	益
経常損益計算	V	営	業外	、費	用
		経	常	利	益
	VI	特	別	利	益
	VII	特	別	損	失
純損益計算		税引	引前当期	期純利	J益
		法	人	税	等
		当	期糾	〔利	益

(注) 純損益計算の区分は、税引前当期純利益の計算までとする意見もある。

② 特別損益に属する項目

「企業会計原則注解【注12】」一部抜粋

特別損益に属する項目としては、次のようなものがある。

- (1) 臨時損益
 - イ 固定資産売却損益
 - ロ 転売以外の目的で取得した有価証券の売却損益
 - ハ 災害による損失

8 貸借対照表原則



「貸借対照表原則」とは、貸借対照表の作成に関する原則であり、そのなかでも特に基本となる原則には、次のようなものがある。

	貸借対照表の本質	貸借対照表完全性の原則
貸借対照表 の基本原則	作成原則(表示原則)	総額主義の原則 区分表示の原則
07至中原於	資産の評価原則	原価主義の原則 費用配分の原則

1. 貸借対照表の本質

「貸借対照表原則 一」一部修正

貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び純資産(資本)を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。ただし、正規の簿記の原則に従って処理された場合に生じた簿外資産及び簿外負債は、貸借対照表の記載外におくことができる。

(1) 貸借対照表の本質

貸借対照表の本質は、財政状態を明らかにするために、貸借対照表日におけるすべての資 産、負債および純資産(資本)を表示することである。

(2) 貸借対照表完全性の原則

貸借対照表日におけるすべての資産、負債および純資産(資本)を表示しなければならないことを貸借対照表完全性の原則という。ただし、正規の簿記の原則にしたがって処理された場合に生じた簿外資産および簿外負債は、貸借対照表の記載外におくことが容認されている。

補足 財政状態とは

財政状態とは、資金の調達源泉とその運用形態のことをいう。したがって、財政状態を明らかにするためには、資金の調達源泉である負債および純資産(資本)と、資金の運用形態である資産を正しく表示する必要がある。

貸借対照表 資総 総資 他人資本 負 債 金 金 亜の運用形質 エ 資 産 純 産 株主資本 態産 (資 本) (自己資本) 本泉

資 産	資産とは、負債および純資産(資本)として調達した資金の運用形態を表すものであり、将来の収益を獲得する能力をもち、貨幣額により合理的に評価できるものをいう。資産のほとんどは換金価値のある物財や権利であるが、繰延資産のように換金価値がなくとも将来の収益を獲得する能力が認められるものについても資産性が認められる。
負 債	負債とは、資金の調達源泉のひとつであり、他人資本ともよばれる。そのほとんどは、財貨または役務を提供する義務、すなわち債務であるが、期間損益計算を合理的に行うために設定された貸方科目(純会計的負債)も含まれる。
純 資 産 (資本)	純資産とは、資金の調達源泉のひとつであり、資産と負債の差額で求められる。純資産は基本的に株主の持分(株主からの出資額とその増加額)を表しており、資本(株主資本または自己資本)ともよばれる。ただし、今日の貸借対照表では、資産、負債、株主資本のいずれにも属さない項目(評価・換算差額等など)が生じることがあるため、表示上は、純資産の部の中に株主資本とその他の純資産の項目を表示することとしている。

補足 簿外資産と簿外負債

簿外資産および簿外負債とは、実際には存在する資産・負債であるが、貸借対照表に記載されない (帳簿に記録されていない) 資産・負債のことである。

正規の簿記の原則では、すべての取引を正確に記録することを要請しているが、重要性の原則にも とづいて、重要性の乏しいものについて本来の厳密な会計処理によらないで簡便な処理によることを 容認している。この結果として、簿外資産および簿外負債が生じることは、貸借対照表完全性の原則 でも容認している。

〈例〉消耗品1,000円を現金で購入した。このうち800円を当期に消費し,200円が期末に残っている。

厳密な処理	簡便な処理
(消耗品費) 1,000 (現 金) 1,000	(消耗品費) 1,000 (現 金) 1,000
(消 耗 品) 200 (消耗品費) 200	重要性が乏しいので決算整理を省略
∴ P/L消耗品費 = 800円	∴ P/L消耗品費 = 1,000円
B/S消耗品=200円	B/S消 耗 品= 0円

上記のように簡便な処理によった場合には、実際には存在する消耗品200円が貸借対照表に記載されないことになるが、正規の簿記の原則(重要性の原則)にしたがった処理であれば簿外資産が生じることも容認される。

なお、簿外資産および簿外負債が生じることは、容認されているが、架空資産および架空負債(実際にない資産・負債)を貸借対照表に計上することは、容認されていない。

2. 作成原則(表示原則)

(1) 総額主義の原則

「**貸借対照表原則** 一B」一部修正

資産,負債及び純資産(資本)は,総額によって記載することを原則とし,資産の項目と 負債又は純資産(資本)の項目とを相殺することによって,その全部又は一部を貸借対照表 から除去してはならない。

総額主義の原則では、原則として資産、負債および純資産(資本)を総額によって記載することを要請している。ただし、デリバティブ取引による債権・債務のように、一般に債権と債務を相殺して記載することが慣例となっているものも認められる。

- (注) デリバティブ取引については、「テキストⅡ」で学習する。
- (2) 区分表示の原則
- ① 表示区分

「貸借対照表原則 二」一部修正

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部の三区分に分ち、さらに資産の部を流動資産、固定資産及び繰延資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなければならない。

「貸借対照表原則 四(一) B」一部抜粋

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分しなければならない。

上記の規定をまとめると、次のようになる。

	資産の部				負債の部				
I	流	動	資	産	I	流	動	負	債
II	固	定	資	産	П	固	定	負	債
	1. 有	形	固定	資 産		糾	上資産	の部	
2	2. 無	形	固定	資 産					
;	3. 投	資そ	の他の	の資産			(省	略)	
Ш	繰	延	資	産					

(注) 純資産の部の詳細については、「テキストⅡ」で学習する。

「貸借対照表原則 三」

資産及び負債の配列は、原則として、流動性配列法によるものとする。

流動性配列法とは、流動資産および流動負債を固定資産および固定負債よりも上に記載する方法である。企業会計原則では、流動性配列法を原則としているが、固定性配列法(固定資産および固定負債を流動資産および流動負債よりも上に記載する方法)も認めている。固定性配列法は、固定資産の占める割合が大きく、重要性の高い業種(鉄道業、電力、ガス事業など)で採用されることがある。

③ 資産・負債の流動・固定の分類

「企業会計原則注解【注16】」

受取手形, 売掛金, 前払金, 支払手形, 買掛金, 前受金等の当該企業の主目的たる営業取引により発生した債権及び債務は, 流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし, これらの債権のうち, 破産債権, 更生債権及びこれに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものは, 固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。

貸付金,借入金,差入保証金,受入保証金,当該企業の主目的以外の取引によって発生した未収金,未払金等の債権及び債務で,貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金又は支払の期限が到来するものは,流動資産又は流動負債に属するものとし,入金又は支払の期限が一年をこえて到来するものは,投資その他の資産又は固定負債に属するものとする。

現金預金は、原則として、流動資産に属するが、預金については、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとし、期限が一年をこえて到来するものは、投資その他の資産に属するものとする。

所有有価証券のうち、証券市場において流通するもので、短期的資金運用のために一時的に所有するものは、流動資産に属するものとし、証券市場において流通しないもの若しくは他の企業を支配する等の目的で長期的に所有するものは、投資その他の資産に属するものとする。

前払費用については、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に費用となるものは、流動資産に属するものとし、一年をこえる期間を経て費用となるものは、投資その他の資産に属するものとする。未収収益は流動資産に属するものとし、未払費用及び前受収益は、流動負債に属するものとする。

商品,製品,半製品,原材料,仕掛品等のたな卸資産は,流動資産に属するものとし,企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、その加工若しくは売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。

なお、固定資産のうち残存耐用年数が一年以下となったものも流動資産とせず固定資産に 含ませ、たな卸資産のうち恒常在庫品として保有するもの若しくは余剰品として長期間にわ たって所有するものも固定資産とせず流動資産に含ませるものとする。

補足 流動・固定の分類基準

資産・負債を流動・固定に分類する基準には、以下のようなものがある。

- ① 正常営業循環基準
- ② 一年基準
- ③ その他の基準(科目の性質や所有目的など)

資産・負債は、上記の分類基準によって流動・固定に分類されるが、次の点に注意してほしい。

- ① 受取手形,売掛金等の営業債権は,正常営業循環基準により流動資産に分類されるが,破産 債権,更生債権およびこれらに準ずる債権(いわゆる不良債権)になった場合には,一年基準 により流動・固定に分類する。
- ② 経過勘定項目のうち前払費用は、一年基準により流動・固定に分類するが、未収収益、未払費用、前受収益は、一年基準を適用せずにすべて流動項目とする。
- ③ 固定資産のうち残存耐用年数が1年以下になったものも流動資産とせずに固定資産に含ませるものとする。
- ④ 棚卸資産のうち恒常在庫品、余剰品として長期間にわたって所有するものも固定資産とせずに流動資産に含ませるものとする。

補足 投資その他の資産

「投資その他の資産」とは、固定資産のうち「有形固定資産」および「無形固定資産」以外のものをいう。「投資その他の資産」に属するものには、次のようなものがある。

9	· 類	主 な 項 目
投資	事業統制や支配等を目的とするもの	子 会 社 株 式 関 連 会 社 株 式 出 資 金 など
	長期利殖を目的とするもの	投資有価証券投資不動産など
	長期的運用目的のもの	長期預金 長期貸付金
その他の資産	長期間保有するもの	(長 期)差 入 保 証 金 (長 期)破産更生債権等 (長 期)不 渡 手 形 など
	その他	長期前払費用など

(注) 出資金とは、株式会社以外の会社に対する出資額をいう。

投資不動産とは、販売または自己が利用する以外の目的で所有する不動産をいう。

差入保証金とは、不動産の賃借時に預けた保証金、その他信用取引にともなう担保として預けられた保証金をいう。

3. 資産の評価原則

資産の評価原則とは、資産をいくらで計上すべきなのかを決定するための基本的な考え方のことである。

「貸借対照表原則 五」

貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上 しなければならない。

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。

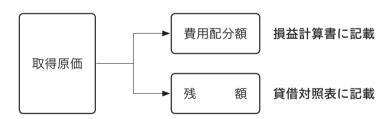
(1) 原価主義の原則

原価主義の原則とは、貸借対照表に記載する資産は、取得原価にもとづいて評価することを要請する原則である。

(2) 費用配分の原則

費用配分の原則とは、原価主義の原則にもとづいて計上された資産の取得原価を各事業年度に費用として配分することを要請する原則である。

したがって、当初の取得原価から費用として配分された額を控除した残額が、資産の貸借 対照表価額となる。





財務会計の概念フレームワーク

1. 概念フレームワークとは

「財務会計の概念フレームワーク(以下、概念フレームワークという)」は、2006年12月に企業会計基準委員会より公表された討議資料である。

「概念フレームワーク」は、企業会計(特に財務会計)の基礎にある前提や概念を体系化したものであり、会計基準の概念的な基礎を提供するものである。

「概念フレームワーク」は、将来の基準開発に指針を与える役割も有するため、その内容には、現 行の会計基準の一部を説明できないものが含まれていたり、いまだ基準化されていないものが含まれ ている。

「概念フレームワーク」は、個別具体的な会計基準ではなく、抽象的な概念をまとめたものであるが、会計基準に対する理解を深め、解釈するのに有用なものである。以下に「概念フレームワーク」の要点をまとめておく。

(注)「概念フレームワーク」は、テキストⅢで学習する「企業結合会計」および「連結会計」についても言及 しているが、本テキストの以下の記述では、通常の個別会計を前提にしている。

2. 財務報告の目的

(1) ディスクロージャー制度と財務報告の目的

財務報告の目的は、投資家の意思決定に資するディスクロージャー制度の一環として、「投資のポジション (ストック)」とその成果 (フロー) を測定して開示することである。

(注) 従来は「投資のポジション」に類似する用語として「財政状態」という用語が用いられていたが、この 用語は、多義的に用いられるため、「概念フレームワーク」では、新たに抽象的な概念レベルで使用する用 語として「投資のポジション」という用語を用いている。

3. 会計情報の質的特性

(1) 会計情報の基本的な特性: 意思決定有用性

財務報告の目的は、企業価値評価の基礎となる情報、つまり投資家が将来キャッシュ・フローを予測するのに役立つ企業成果等を開示することである。この目的を達成するにあたり、会計情報に求められる最も基本的な特性は、意思決定有用性である。すなわち、会計情報には、投資家が企業の不確実な成果を予測するのに有用であることが期待されている。

意思決定有用性は、意思決定目的に関連する情報であること(意思決定との関連性)と、一定の水準で信頼できる情報であること(信頼性)の2つの下位の特性により支えられている。さらに内的整合性と比較可能性が、それら3者の階層を基礎から支えると同時に、必要条件ないし関限界として機能する。

(2) 意思決定有用性を支える特性

① 意思決定との関連性

意思決定との関連性とは、会計情報が将来の投資の成果についての予測に関連する内容を含んでおり、企業価値の推定を通じた投資家の意思決定に積極的な影響を与えて貢献することを指す。

意思決定との関連性は、さらに、情報価値の存在(投資家の予測や行動がその情報の入手により改善されること)と情報ニーズの充足(投資家による情報ニーズに応えること)という2つの特性に支えられている。

② 信頼性

信頼性とは、会計情報が信頼に足る情報であることを指す。信頼性は、中立性(一部の関係者の利害だけを偏重しないこと)・検証可能性(測定者の主観に左右されない事実にもとづくこと)・表現の忠実性(事実と会計上の分類項目との明確な対応関係があること)などに支えられている。

(3) 一般的制約となる特性

① 内的整合性

会計情報が利用者の意思決定にとって有用であるためには、会計情報を生み出す会計基準が内的整合性を満たしていなければならない。会計基準は少数の基礎概念に支えられた1つの体系をなしており、意思決定有用性がその体系の目標仮説となっている。一般に、ある個別の会計基準が、会計基準全体を支える基本的な考え方と矛盾しないとき、その個別基準は内的整合性を有しており、その個別基準にしたがって作成される会計情報は有用であると推定される。

2 比較可能性

会計情報が利用者の意思決定にとって有用であるためには、会計情報には比較可能性がなければならない。ここで比較可能性とは、同一企業の会計情報を時系列で比較する場合、あるいは、同一時点の会計情報を企業間で比較する場合、それらの比較に障害とならないように会計情報が作成されていることを要請するものである。

【会計情報の質的特性】

会計情報の質的特性の関係をまとめると次のようになる。

(1)	基本的な特性	意思決定有用性			
		1	意思決定との関連性	2	信頼性
(2)	意思決定有用性		・情報価値の存在		・中立性
	を支える特性		・情報ニーズの充足		・検証可能性
					・表現の忠実性
(3)	一般的制約となる特性	1	内的整合性	2	比較可能性

4. 財務諸表の構成要素

(1) 資 産

資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう。

(注) ここでいう支配とは、所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態をいう。経済的資源とは、キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉をいい、実物財に限らず、金融資産およびそれらとの同等物を含む。経済資源は市場での処分可能性を有する場合もあれば、そうでない場合もある。一般に繰延費用と呼ばれてきたものでも、将来の便益が得られると期待できるものであれば、それは、資産の定義には必ずしも反していない。その資産の計上がもし否定されるとしたら、資産の定義によるのではなく、認識・測定の要件または制約によるものである。

(2) 負 債

負債とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄も しくは引き渡す義務またはその同等物をいう。

(注) ここでいう義務の同等物には、法律上の義務に準じるものが含まれる。なお、繰延収益は、「概念フレームワーク」では、原則として、純資産のうち株主資本以外の部分になるとしている。

(3) 純資産

純資産とは、資産と負債の差額をいう。純資産は、株主資本と株主資本以外の部分に区別される。

(4) 株主資本

株主資本とは、純資産のうち報告主体の所有者である株主に帰属する部分をいう。

(5) 包括利益

包括利益とは、特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主および 将来株主になり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分をいう。

(注) 直接的な取引の典型例は、増資による株主持分の増加、新株予約権の発行などである。

(6) 純利益

純利益とは、特定期間の期末までに生じた純資産の変動額(報告主体の所有者である株主および将来株主になり得るオプションの所有者との直接的な取引による部分を除く)のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。純利益は、純資産のうちもっぱら株主資本だけを増減させる。

純利益は、収益から費用を控除して求められる。

(7) 包括利益と純利益との関係

包括利益のうち、①投資のリスクから解放されていない部分を除き、②過年度に計上された包括利益のうち期中に投資のリスクから解放された部分を加えると、純利益が求められる。

(注) ②の過年度に計上された包括利益のうち期中に投資のリスクから解放された部分を加えることをリサイクリングという。また、このリサイクリングに伴う調整項目と①の要素をあわせて、その他の包括利益という。その他の包括利益は、純資産のうちもっぱら株主資本以外の部分(その他の包括利益累計額または評価・換算差額等)を増減させる。

(8) 収益

収益とは、純利益を増加させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の増加や負債の減少に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分である。

(注) 収益は、多くの場合、同時に資産の増加や負債の減少を伴うが、そうでないケースには、純資産を構成 する項目間の振替えと同時に収益が計上される場合(新株予約権が失効した場合や過年度の包括利益をリ サイクリングした場合など)がある。

(9) 費 用

費用とは、純利益を減少させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の減少や負債の 増加に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分である。

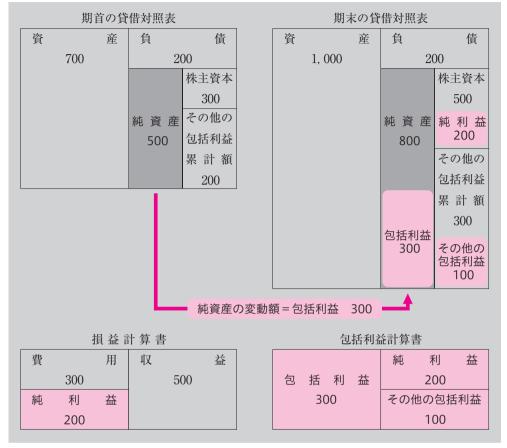
(注)費用は、多くの場合、同時に資産の減少や負債の増加を伴うが、そうでないケースには、純資産を構成する項目間の振替えと同時に費用が計上される場合(過年度の包括利益をリサイクリングした場合など)がある。

(10) 投資のリスクからの解放

「概念フレームワーク」では、純利益を定義する上で、「投資のリスクから解放された」という表現を用いている。投資のリスクとは、投資の成果の不確定性であるから、キャッシュ(現金およびその同等物)の獲得などによって、成果が事実となれば、それはリスクから解放されることになる。

【財務諸表の構成要素】

株主およびオプションの所有者との直接的な取引がなく、リサイクリングもなかったものとすると、財務諸表の構成要素および財務諸表の関係は次のようになる。なお、金額は仮のものとする。



- ① 期首の純資産500円と期末の純資産800円との差額で求めた純資産の変動額300円が包括利益となる。
- ② 包括利益300円のうち投資のリスクから解放された部分200円が純利益となる。純利益は純資産のうち株主資本を増減させる。なお、純利益200円は損益計算書(または損益及び包括利益計算書)において、収益500円と費用300円の差額で求められる。
- ③ 包括利益300円のうち投資のリスクから解放されていない部分100円がその他の包括利益となる。その他の包括利益は純資産のうちその他の包括利益累計額を増減させる。なお、包括利益300円は包括利益計算書(または損益及び包括利益計算書)において、純利益200円にその他の包括利益100円を加算して求められる。
 - (注) その他の包括利益には、純資産直入された「その他有価証券評価差額金」や「繰延ヘッジ損益」などが含まれる。その他の包括利益および包括利益計算書(または損益及び包括利益計算書)については、テキスト \blacksquare およびテキスト \blacksquare で詳しく学習する。

5. 財務諸表における認識と測定

(1) 認識および測定の定義

財務諸表における認識とは、構成要素を財務諸表の本体に計上することをいう。 財務諸表における測定とは、財務諸表に計上される諸項目に貨幣額を割り当てることをいう。

(2) 認識に関する制約条件

① 認識の契機

財務諸表の構成要素の定義を充足した各種項目の認識は、基礎となる契約の原則として少なくとも一方の履行が契機となる。さらに、いったん認識した資産・負債に生じた価格の変動も、新たな構成要素を認識する契機となる。金融商品への投資について、その純額の変動そのものがリスクから解放された投資の成果とみなされる場合には、その変動額を未履行の段階で認識することもある。

② 認識に求められる蓋然性

財務諸表の構成要素の定義を充足した各種項目が、財務諸表上での認識対象となるためには、 前述した事象が生じることに加え、一定程度の発生の可能性が求められる。一定程度の発生の可 能性(蓋然性)とは、財務諸表の構成要素に関わる将来事象が、一定水準以上の確からしさで生 じると見積られることをいう。

財務諸表の構成要素を認識する際に前項の要件が求められるのは、発生の可能性が極めて乏しい構成要素を財務諸表上で認識すると、誤解をまねく情報が生まれるからである。とはいえ、逆に確定した事実のみに依拠した会計情報は有用ではないとみるのも、伝統的な通念である。発生の可能性を問題にする場合には、2つの相反する要請のバランスを考えなければならない。

(注) 発生の可能性に関する判断は、資産と負債の間で必ずしも対称的になされるわけではない。こうした非 対称性の一部は、伝統的に、投資家の意思決定に有用な情報の提供とは別の観点から保守性または保守的 思考とよばれ、定着してきた。

(3) 資産・負債の測定

資産および負債の測定に用いられる貨幣額(測定値)には、次のようなものがある。

資産の測定	負債の測定
① 取得原価	① 支払予定額
② 市場価格	② 現金受入額
③ 割引価値	③ 割引価値
④ 入金予定額	④ 市場価格

(注) 試験に必要なものについては、今後のテーマで詳しく学習する。

(4) 収益・費用の測定

収益および費用の測定に用いられる貨幣額(測定値)には、次のようなものがある。

費用の測定	収益の測定
① 交換に着目した費用の測定	① 交換に着目した収益の測定
(財やサービスを第三者に引き渡すこ	(財やサービスを第三者に引き渡す
とで犠牲にした対価としての資産の	ことで獲得した対価としての資産の
減少または負債の増加により測定)	増加または負債の減少により測定)
② 市場価格の不利な変動に着目した	② 市場価格の有利な変動に着目した
費用の測定	収益の測定
③ 契約の部分的な履行に着目した費	③ 契約の部分的な履行に着目した収
用の測定(時の経過による支払利息	益の測定(時の経過による受取利息
など。履行された割合を契約額に乗	など。履行された割合を契約額に乗
じて測定)	じて測定)
④ 利用の事実に着目した費用の測定	
(減価償却費など。減少した資産の	
測定値によって測定)	

(注) 試験に必要なものについては、今後のテーマで詳しく学習する。

9 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 (理論

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」

節 囲

3. 本会計基準は、会計方針の開示、会計上の変更及び過去の誤謬の訂正に関する会計処理 及び開示について適用する。

用語の定義

- 4. 本会計基準における用語の定義は次のとおりとする。
 - (1) 「会計方針」とは、財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続をいう。
 - (2) 「表示方法」とは、財務諸表の作成にあたって採用した表示の方法(注記による開示も含む。)をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。
 - (3) 「会計上の見積り」とは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。
 - (4) 「会計上の変更」とは、会計方針の変更、表示方法の変更及び会計上の見積りの変更 をいう。過去の財務諸表における誤謬の訂正は、会計上の変更には該当しない。
 - (5) 「会計方針の変更」とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更することをいう。

- (6) 「表示方法の変更」とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められた表示方法から他の一般に公正妥当と認められた表示方法に変更することをいう。
- (7) 「会計上の見積りの変更」とは、新たに入手可能となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更することをいう。
- (8) 「誤謬」とは、原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる、次のような誤りをいう。
 - ① 財務諸表の基礎となるデータの収集又は処理上の誤り
 - ② 事実の見落としや誤解から生じる会計上の見積りの誤り
 - ③ 会計方針の適用の誤り又は表示方法の誤り
- (9) 「遡及適用」とは、新たな会計方針を過去の財務諸表に遡って適用していたかのよう に会計処理することをいう。
- (10) 「財務諸表の組替え」とは、新たな表示方法を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように表示を変更することをいう。
- (11) 「修正再表示」とは、過去の財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表に反映することをいう。

会計上の取扱い

会計方針の開示の取扱い

開示目的

- 4-2. 重要な会計方針に関する注記の開示目的は、財務諸表を作成するための基礎となる 事項を財務諸表利用者が理解するために、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示す ことにある。この開示目的は、会計処理の対象となる会計事象や取引(以下「会計事象 等」という。)に関連する会計基準等(適用指針第5項の会計基準等をいう。以下同じ。) の定めが明らかでない場合に、会計処理の原則及び手続を採用するときも同じである。
- 4-3. 前項において関連する会計基準等の定めが明らかでない場合とは、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しない場合をいう。

重要な会計方針に関する注記

- 4-4. 財務諸表には、重要な会計方針を注記する。
- 4-5. 会計方針の例としては、次のようなものがある。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - (4) 繰延資産の処理方法
 - (5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - (6) 引当金の計上基準
 - (7) 収益及び費用の計上基準
- 4-6. 会計基準等の定めが明らかであり、当該会計基準等において代替的な会計処理の原 則及び手続が認められていない場合には、会計方針に関する注記を省略することができる。

会計方針の変更の取扱い

会計方針の変更の分類

- 5. 会計方針は、正当な理由により変更を行う場合を除き、毎期継続して適用する。正当な理由により変更を行う場合は、次のいずれかに分類される。
 - (1) 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

会計基準等の改正によって特定の会計処理の原則及び手続が強制される場合や、従来 認められていた会計処理の原則及び手続を任意に選択する余地がなくなる場合など、会 計基準等の改正に伴って会計方針の変更を行うことをいう。会計基準等の改正には、既 存の会計基準等の改正又は廃止のほか、新たな会計基準等の設定が含まれる。

なお,会計基準等に早期適用の取扱いが定められており,これを適用する場合も,会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。

(2) (1)以外の正当な理由による会計方針の変更 正当な理由に基づき自発的に会計方針の変更を行うことをいう。

会計方針の変更に関する原則的な取扱い

- 6. 会計方針の変更に関する原則的な取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合

会計基準等に特定の経過的な取扱い(適用開始時に遡及適用を行わないことを定めた 取扱いなどをいう。以下同じ。)が定められていない場合には、新たな会計方針を過去 の期間のすべてに遡及適用する。会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められている 場合には、その経過的な取扱いに従う。

- (2) (1)以外の正当な理由による会計方針の変更の場合 新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。
- 7. 前項に従って新たな会計方針を遡及適用する場合には、次の処理を行う。
 - (1) 表示期間(当期の財務諸表及びこれに併せて過去の財務諸表が表示されている場合の、その表示期間をいう。以下同じ。)より前の期間に関する遡及適用による累積的影響額は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首の資産、負債及び純資産の額に反映する。
 - (2) 表示する過去の各期間の財務諸表には、当該各期間の影響額を反映する。

原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱い

(遡及適用が実務上不可能な場合)

- 8. 遡及適用が実務上不可能な場合とは、次のような状況が該当する。
 - (1) 過去の情報が収集・保存されておらず、合理的な努力を行っても、遡及適用による影響額を算定できない場合
 - (2) 遡及適用にあたり、過去における経営者の意図について仮定することが必要な場合
 - (3) 遡及適用にあたり、会計上の見積りを必要とするときに、会計事象等が発生した時点の状況に関する情報について、対象となる過去の財務諸表が作成された時点で入手可能であったものと、その後判明したものとに、客観的に区別することが時の経過により不可能な場合

(原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱い)

- 9. 溯及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 当期の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合 の累積的影響額を算定することはできるものの、表示期間のいずれかにおいて、当該期間に与える影響額を算定することが実務上不可能な場合には、遡及適用が実行可能な最も古い期間(これが当期となる場合もある。)の期首時点で累積的影響額を算定し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。
 - (2) 当期の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。

会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

- 10. 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合 (第5項(1)参照) で、当期又は過去の期間に影響があるとき、又は将来の期間に影響を及ぼす可能性があるときは、当期において、次の事項を注記する。なお、(3)から(7)については、(5)ただし書きに該当する場合を除き、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同一であるときには、個別財務諸表においては、その旨の記載をもって代えることができる。
 - (1) 会計基準等の名称
 - (2) 会計方針の変更の内容
 - (3) 経過的な取扱いに従って会計処理を行った場合、その旨及び当該経過的な取扱いの概要
 - (4) 経過的な取扱いが将来に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨及び将来への 影響。ただし、将来への影響が不明又はこれを合理的に見積ることが困難である場合 には、その旨
 - (5) 表示期間のうち過去の期間について、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額及び1株当たり情報に対する影響額。ただし、経過的な取扱いに従って会計処理を行った場合並びに前項(1)又は(2)に該当する場合で、表示する過去の財務諸表について遡及適用を行っていないときには、表示期間の各該当期間において、実務上算定が可能な、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額及び1株当たり情報に対する影響額
 - (6) 表示されている財務諸表のうち、最も古い期間の期首の純資産の額に反映された、表示期間より前の期間に関する会計方針の変更による遡及適用の累積的影響額。ただし、前項(1)に該当する場合は、累積的影響額を反映させた期におけるその金額。前項(2)に該当する場合は、その旨
 - (7) 原則的な取扱いが実務上不可能な場合(前項参照)には、その理由、会計方針の変 更の適用方法及び適用開始時期

(その他の会計方針の変更)

11. 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更以外の正当な理由による会計方針の変更の場合 (第5項(2)参照)で、当期又は過去の期間に影響があるとき、又は将来の期間に影響

を及ぼす可能性があるときは、当期において、次の事項を注記する。なお、(2)から(5)については、(3)ただし書きに該当する場合を除き、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同一であるときには、個別財務諸表においては、その旨の記載をもって代えることができる。

- (1) 会計方針の変更の内容
- (2) 会計方針の変更を行った正当な理由
- (3) 表示期間のうち過去の期間について、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額及び1株当たり情報に対する影響額。ただし、第9項(1)又は(2)に該当する場合で、表示する過去の財務諸表について遡及適用を行っていないときには、表示期間の各該当期間において、実務上算定が可能な、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額及び1株当たり情報に対する影響額
- (4) 表示されている財務諸表のうち、最も古い期間の期首の純資産の額に反映された、表示期間より前の期間に関する会計方針の変更による遡及適用の累積的影響額。ただし、第9項(1)に該当する場合は、累積的影響額を反映させた期におけるその金額。第9項(2)に該当する場合は、その旨
- (5) 原則的な取扱いが実務上不可能な場合(第9項参照)には、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

表示方法の変更の取扱い

表示方法の変更に関する原則的な取扱い

- 13. 表示方法は、次のいずれかの場合を除き、毎期継続して適用する。
 - (1) 表示方法を定めた会計基準又は法令等の改正により表示方法の変更を行う場合
 - (2) 会計事象等を財務諸表により適切に反映するために表示方法の変更を行う場合
- 14. 財務諸表の表示方法を変更した場合には、原則として表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行う。

原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱い

15. 表示する過去の財務諸表のうち、表示方法の変更に関する原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、財務諸表の組替えが実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する。なお、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合とは、第8項に示されたような状況が該当する。

表示方法の変更に関する注記

- 16. 表示方法の変更を行った場合には、次の事項を注記する。ただし、(2)から(4)については、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同一である場合には、個別財務諸表においては、その旨の記載をもって代えることができる。
 - (1) 財務諸表の組替えの内容
 - (2) 財務諸表の組替えを行った理由
 - (3) 組替えられた過去の財務諸表の主な項目の金額
 - (4) 原則的な取扱いが実務上不可能な場合(前項参照)には、その理由

会計上の見積りの変更の取扱い

会計上の見積りの変更に関する原則的な取扱い

17. 会計上の見積りの変更は、当該変更が変更期間のみに影響する場合には、当該変更期間に会計処理を行い、当該変更が将来の期間にも影響する場合には、将来にわたり会計処理を行う。

会計上の見積りの変更に関する注記

- 18. 会計上の見積りの変更を行った場合には、次の事項を注記する。
 - (1) 会計上の見積りの変更の内容
 - (2) 会計上の見積りの変更が、当期に影響を及ぼす場合は当期への影響額。当期への影響がない場合でも将来の期間に影響を及ぼす可能性があり、かつ、その影響額を合理的に見積ることができるときには、当該影響額。ただし、将来への影響額を合理的に見積ることが困難な場合には、その旨

会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の取扱い

- 19. 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合については、会計上の見積りの変更と同様に取り扱い、遡及適用は行わない。ただし、注記については、第11項(1)、(2)及び前項(2)に関する記載を行う。
- 20. 有形固定資産等の減価償却方法及び無形固定資産の償却方法は、会計方針に該当するが、その変更については前項により取り扱う。

過去の誤謬の取扱い

過去の誤謬に関する取扱い

- 21. 過去の財務諸表における誤謬が発見された場合には、次の方法により修正再表示する。
 - (1) 表示期間より前の期間に関する修正再表示による累積的影響額は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首の資産、負債及び純資産の額に反映する。
 - (2) 表示する過去の各期間の財務諸表には、当該各期間の影響額を反映する。

過去の誤謬に関する注記

- 22. 過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、次の事項を注記する。
 - (1) 過去の誤謬の内容
 - (2) 表示期間のうち過去の期間について、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する 影響額及び1株当たり情報に対する影響額
 - (3) 表示されている財務諸表のうち、最も古い期間の期首の純資産の額に反映された、表示期間より前の期間に関する修正再表示の累積的影響額

未適用の会計基準等に関する注記

- 22-2. 既に公表されているものの、未だ適用されていない新しい会計基準等がある場合には、次の事項を注記する。なお、連結財務諸表で注記を行っている場合は、個別財務諸表での注記を要しない。
 - (1) 新しい会計基準等の名称及び概要
 - (2) 適用予定日(早期適用する場合には早期適用予定日)に関する記述
 - (3) 新しい会計基準等の適用による影響に関する記述

1. 用語の定義

	財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則および手続
会 計 方 針	
	きをいう。(注1)
	財務諸表の作成にあたって採用した表示の方法(注記による開
表示方法	示を含む。)をいい、財務諸表の科目分類、科目配列および報告様
	式が含まれる。
	資産および負債や収益および費用などの額に不確実性がある場
会計上の見積り	合において、財務諸表作成時に入手可能な情報にもとづいて、そ
	の合理的な金額を算出することをいう。(注2)
	会計方針の変更、表示方法の変更および会計上の見積りの変更
会計上の変更	をいう。過去の財務諸表における誤謬の訂正は、会計上の変更に
	は該当しない。
^=\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から他
会計方針の変更	の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更することをいう。
まニナはの亦西	従来採用していた一般に公正妥当と認められる表示方法から他
表示方法の変更	の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。
会計上の見積り	新たに入手可能となった情報にもとづいて、過去の財務諸表を
の 変 更	作成する際に行った会計上の見積りを変更することをいう。
	原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表
誤謬	作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、または、
	これを誤用したことによる誤りをいう。(注3)
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	新たな会計方針を過去の財務諸表に遡って適用していたかのよ
遡及適用	うに会計処理することをいう。(注4)
	新たな表示方法を過去の財務諸表に遡って適用していたかのよ
財務諸表の組替え	うに表示を変更することをいう。(注4)
	過去の財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表に反映すること
修正再表示	をいう。(注4)
	- / · · · ·

- (注1) 会計方針の例
 - ① 棚卸資産の評価方法(先入先出法,平均原価法など)
 - ② 減価償却費の計算方法(定額法,定率法など)
- (注2) 会計上の見積りの例
 - ① 引当金の見積額
 - ② 有形固定資産の耐用年数
- (注3) 誤謬の例
 - ① 採用している会計処理の原則または手続き以外の方法で誤って処理した場合
 - ② 得意先が破産している事実を知らずに貸倒引当金を設定したため、多額の引当不足が生じた場合
- (注4) 遡及適用、財務諸表の組替え、修正再表示など過去の財務諸表に遡って処理することをまとめて「遡及 処理」という。

2. 原則的な取扱い

会計上の変更および過去の誤謬の訂正があった場合の原則的な取扱いは、次のとおりである。

					原則的な取扱い
	会計方	針の多	変 更	遡及処理する	遡及適用
会計上	表示方	法の多	変 更	地及処理する	財務諸表の組替え
の変更	の変更会計上の見積りの変更		遡及処理しない	当期または当期以後の財務諸表に 反映させる	
過去	の誤謬	の間	Œ	遡及処理する	修正再表示

- (注1) 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更で、かつ、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められている場合には、その経過的な取扱いに従う。
- (注2) 遡及適用または修正再表示する場合には、表示する過去の各期間の財務諸表には、各期間の影響額を反映 する。また、表示期間より前の期間に関する遡及適用または修正再表示による累積的影響額は、表示する財 務諸表のうち、最も古い期間の期首の資産、負債および純資産の額に反映する。
- (注3)会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、会計上の見積りの変更と同様 に取り扱い、遡及適用は行わない。
- (注4) 有形固定資産等の減価償却方法および無形固定資産の償却方法は、会計方針に該当するが、その変更については、会計上の見積りの変更と同様に取り扱い、遡及適用は行わない。

3. 会計方針の変更

会計方針の変更を行った場合、新たな会計方針を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように会計処理を変更する。具体的には、表示する過去の各期間の財務諸表には、当該各期間の影響額を反映し、表示期間より前の期間に関する累積的影響額は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首の資産、負債および純資産の額に反映する。

設例 1-2

次の資料にもとづいて、各期における財務諸表(一部)を完成しなさい。なお、当社の決算日は毎年3月31日(会計期間は1年)であり、当社は、2期分の財務諸表を開示している。また、税効果会計は考慮しないものとする。

(資料)

1. 当社は、通常の販売目的で保有する商品の評価方法を総平均法により行っている。 第1期および第2期における売上高および総平均法を適用した場合の売上原価および 商品の金額は次のとおりである。

			売上高	総平均法		
			九 工 向	売上原価	商品	
第	1	期	75,000円	56,000円	4,000円	
第	2	期	80,000円	68,000円	5,000円	

2. 当社は、第3期決算において、通常の販売目的で保有する商品の評価方法を総平均 法から先入先出法に変更した。当該変更に関しては、過去の会計期間から遡及処理を 実施する。売上高および総平均法を適用した場合と先入先出法を遡及適用した場合の 売上原価および商品の金額は次のとおりである。

	売 上 高	総平	均法	先入分	
	九 工 向	売上原価	商品	売上原価	商品
第 1 期	75,000円	56,000円	4,000円	55, 400円	4,600円
第 2 期	80,000円	68,000円	5,000円	68, 200円	5, 400円
第 3 期	95,000円	80,000円	6,000円	80, 300円	6, 100円

3. 第2期期首における繰越利益剰余金は300円(遡及前)であった。

【解 答】

1. 第1期における財務諸表(一部)

当其	当期(第1期)			
P/L				
売 上	高	75,000円		
売上原	価	56,000円		
売上総利	益	19,000円		
B/S				
商	品	4,000円		

2. 第2期における財務諸表(一部)

前	前期(第1期)			
P/L				
売上	高	75,000円		
売上原	京 価	56,000円		
売上総	利益	19,000円		
B/S				
商	品	4,000円		

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				
当	期(芽	至2期)		
P/L				
売 上	高	80,000円		
売上原	価	68,000円		
売上総和	刊益	12,000円		
B/S				
商	品	5,000円		

3. 第3期における財務諸表(一部)

前	前期(第2期)			
P/L				
売 上	高	80,000円		
売上原	価	68, 200円		
売上総和	引益	11,800円		
B/S				
商	品	5, 400円		

当	当期(第3期)			
P/L				
売 上	高	95,000円		
売上原	種	80, 300円		
売上総	利益	14, 700円		
B/S				
商	品	6, 100円		

【解 説】

- 1. 第1期および第2期における財務諸表 第1期および第2期に開示する財務諸表は、総平均法により作成する。
- 2. 第3期における財務諸表 第3期に開示する財務諸表は、先入先出法を遡及適用して作成する。
 - (1) 総平均法による場合

前々期(第1期)			
P/L			
売 上	高	75,000円	
売上原	価	56,000円	
売上総和	引益	19,000円	
B/S			
商	品	4, 000円	

	前期(第2期)			
	Hリ爿	妇(5	 	
Ρ/	/ L			
売	上	高	80,000円	
売	上 原	価	68,000円	
売.	上総利	益	12,000円	
В	/ S			
商		品	5,000円	

当期(第3期)		
P/L		
売 上	高	95,000円
売上原	価	80,000円
売上総	刊益	15,000円
B/S		
商	品	6,000円

(2) 先入先出法を遡及適用した場合←本問

前々期(第1期)				
P/L				
売 上	高	75,000円		
売上原	原価	55,400円		
売上総	利益	19,600円		
B/S				
商	品	4,600円		

前	前期(第2期)				
P/L					
売 上	高	80,000円			
売上原	種	68, 200円			
売上総	利益	11,800円			
B/S					
商	品	5, 400円			

当期(第3期)			
P/L			
売 上	高	95,000円	
売上原	京 価	80, 300円	
売上総	利益	14, 700円	
B/S			
商	品	6, 100円	

注記

会計方針の変更に伴い, 従来の方法より利益が 200円減少している。

→売上原価(費用)が 68,000円から68,200 円に200円増加 = 利益 の減少

会計方針の変更により 株主資本等変動計算書 の繰越利益剰余金の期 首残高が600円増加し ている。

Û

株主資本等変動計算書

繰越利益剰余金 当期首残高 300円 結別類には暴騰 600円(注) 遡及処理後の当期首残高 900円

注記

会計方針の変更に伴い, 従来の方法より利益が 300円減少している。

→売上原価(費用)が 80,000円から80,300 円に300円増加=利益 の減少

- (注) 第3期には、第1期の財務諸表を開示しないため、第1期の遡及適用は、第2期の株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の当期首残高を修正する。
 - 第1期の売上原価(費用)が56,000円から55,400円に600円減少⇒利益の増加または、
 - 第1期の商品が4,000円から4,600円に600円増加⇒利益の増加と考える。



商品売買の会計処理と原価率・利益率

Gleck ここでは,商品売買の会計処理と原価率・利益率について学習する。

1 売上総利益(商品売買益)と売上原価の計算

1. 売上総利益(商品売買益)の計算

売上総利益(商品売買益)は、売上高から売上原価を控除して表示する。売上総利益は、一会計期間の販売活動により得られた利益(粗利)であり、企業の販売成績を明らかにするものである。

売上高 - 売上原価 = 売上総利益(商品売買益)

2. 売上原価の計算

売上原価とは、一会計期間に販売された商品の原価をいい、期首および期末に商品の在庫が ある場合には、次の計算式により求める。

売上原価 = 期首商品棚卸高 + 当期商品仕入高 - 期末商品棚卸高

この計算式を図(原価ボックス)で表すと、次のようになる。

原価ボックス

期首商品棚卸高 売 上 原 価 当期商品仕入高 期末商品棚卸高

売 上 原 価 □貸借差額により求める

原価ボックスは、商品売買の問題を解くうえで非常に重要なものであるから、書き方をしっかりと覚えてほしい。

2 商品売買の会計処理

1. 三分法(三分割法)

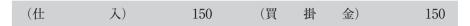
三分法(三分割法)は、商品の売買取引を「仕入(費用)」勘定、「売上(収益)」勘定、「繰越商品(資産)」勘定の3つの勘定を用いて記帳する方法である。

商品を仕入れたときにその商品の原価を「仕入」勘定で処理し、商品を販売したときには、販売した商品の売価を「売上」勘定で処理する。

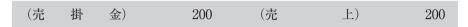
なお、三分法では、決算整理前の「繰越商品」勘定の残高は期首商品棚卸高(原価)を表し、「仕入」勘定の残高は当期商品仕入高を表している。そこで、決算時に「繰越商品」勘定の残高が期末商品棚卸高(原価)、「仕入」勘定の残高が売上原価になるように修正する。

〈例〉以下の取引について仕訳を示しなさい。なお、期首商品棚卸高は30円(原価)である。

1. 商品(原価150円)を掛けで仕入れた。 商品を仕入れたときにその商品の原価を「仕入」勘定で処理する。



2. 商品(原価120円, 売価200円)を掛けで販売した。 商品を販売したときには、販売した商品の売価を「売上」勘定で処理する。



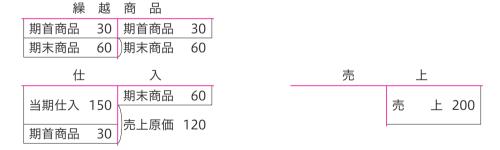
なお、勘定記入(決算整理前)は次のとおりである。



3. 決算日。期末商品(原価60円)には、棚卸減耗損および商品評価損は生じていない。 決算整理前の「繰越商品」勘定の残高は期首商品棚卸高(原価)を表し、「仕入」勘定の 残高は当期商品仕入高を表している。そこで、決算時に売上原価を算定するため、「仕入」 勘定の残高が売上原価、「繰越商品」勘定の残高が期末商品棚卸高(原価)になるように修 正する。

(仕			入)	30	(繰	越	商	品)	;	30	
(繰	越	商	品)	60	(仕			入)	(60	

なお、勘定記入(決算整理後)は次のとおりである。



2. 売上原価対立法

売上原価対立法(販売のつど売上原価勘定に振り替える方法)は、商品の売買取引を「商品 (資産)」勘定、「売上(収益)」勘定、「売上原価(費用)」勘定の3つの勘定を用いて記帳する方 法である。

商品を仕入れたときにその商品の原価を「商品」勘定で処理し、商品を販売したときには、販売した商品の売価を「売上」勘定で処理するとともに、販売した商品の原価を「商品」勘定から「売上原価」勘定に振り替える。

なお, 売上原価対立法では, 決算整理前の「商品」勘定の残高は期末商品棚卸高(原価)を表し、「売上原価」勘定の残高は売上原価を表しているため、決算整理仕訳は不要である。

〈例〉以下の取引について仕訳を示しなさい。なお、期首商品棚卸高は30円(原価)である。

1. 商品(原価150円)を掛けで仕入れた。

商品を仕入れたときにその商品の原価を「商品」勘定で処理する。

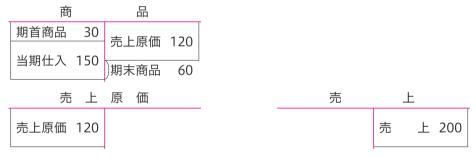
(商 品) 150 (買 掛 金)	150
-------------------	-----

2. 商品(原価120円, 売価200円)を掛けで販売した。

商品を販売したときには、販売した商品の売価を「売上」勘定で処理するとともに、販売した商品の原価を「商品」勘定から「売上原価」勘定に振り替える。

(売	掛	金)	200	(売	上)	200
(売	上 原	価)	120	(商	品)	120

なお、勘定記入(決算整理前)は次のとおりである。



3. 決算日。期末商品(原価60円)には、棚卸減耗損および商品評価損は生じていない。 決算整理前の「商品」勘定の残高は期末商品棚卸高(原価)を表し、「売上原価」勘定の 残高は売上原価を表しているため、決算整理仕訳は不要である。

仕 訳 な し

3. 分記法

分記法は、商品の売買取引を「商品(資産)」勘定と「商品売買益(収益)」勘定の2つの勘定を用いて記帳する方法である。

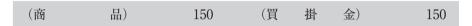
商品を仕入れたときにその商品の原価を「商品」勘定で処理し、商品を販売したときには、販売した商品の原価(売上原価)を「商品」勘定の貸方に記入するとともに、原価と売価の差額を 「商品売買益」勘定の貸方に記入する。

なお、分記法では、決算整理前の「商品」勘定の残高は期末商品棚卸高(原価)を表し、「商品売買益」勘定の残高は売上総利益を表しているため、決算整理仕訳は不要である。

〈例〉以下の取引について仕訳を示しなさい。なお、期首商品棚卸高は30円(原価)である。

1. 商品(原価150円)を掛けで仕入れた。

商品を仕入れたときにその商品の原価を「商品」勘定で処理する。



2. 商品(原価120円. 売価200円)を掛けで販売した。

商品を販売したときには、販売した商品の原価(売上原価)を「商品」勘定の貸方に記入するとともに、原価と売価の差額を「商品売買益」勘定の貸方に記入する。

(売 掛	金)	200	(商	間)	120
			(商品 売	臣買益)	80

なお. 勘定記入(決算整理前) は次のとおりである。



3. 決算日。期末商品(原価60円)には、棚卸減耗損および商品評価損は生じていない。 決算整理前の「商品」勘定の残高は期末商品棚卸高(原価)を表し、「商品売買益」勘定 の残高は売上総利益を表しているため、決算整理仕訳は不要である。

(注) 損益計算書においては、原則として、売上高から売上原価を控除して売上総利益を計算する形式で表示し、 また、売上原価の内訳も表示しなければならない。

4. 総記法

総記法は、商品の売買取引を「商品(資産)」勘定と「商品売買益(収益)」勘定の2つの勘定を用いて記帳する方法である。

商品を仕入れたときにその商品の原価を「商品」勘定の借方に記入し、商品を販売したときに は、販売した商品の売価(売上高)を「商品|勘定の貸方に記入する。

なお、総記法では、決算整理前の「商品」勘定の残高は、期首商品棚卸高(原価)と当期商品 仕入高(原価)の合計と売上高(売価)の差額を表しており、その金額は単なる差額でしかない。そこで、決算時に売上総利益を計算し、「商品」勘定から「商品売買益」勘定へ振り替えることにより、「商品」勘定の残高期末商品棚卸高(原価)に修正するとともに、「商品売買益」勘定で売上総利益を把握する。

〈例〉以下の取引について仕訳を示しなさい。なお、期首商品棚卸高は30円(原価)である。

1. 商品(原価150円)を掛けで仕入れた。 商品を仕入れたときにその商品の原価を「商品」勘定の借方に記入する。

(商 品) 150 (買 掛 金) 150

2. 商品(原価120円, 売価200円)を掛けで販売した。 商品を販売したときには, 販売した商品の売価を「商品」勘定の貸方に記入する。

(売 掛 金) 200 (商 品) 200

なお, 勘定記入(決算整理前)は次のとおりである。



3. 決算日。期末商品(原価60円)には、棚卸減耗損および商品評価損は生じていない。 決算整理前の「商品」勘定の残高は、期首商品棚卸高(原価)と当期商品仕入高(原価) の合計と売上高(売価)の差額を表しており、その金額は単なる差額でしかない。そこで、 決算時に売上総利益を計算し、「商品」勘定から「商品売買益」勘定へ振り替えることにより、「商品」勘定の残高期末商品棚卸高(原価)に修正するとともに、「商品売買益」勘定で 売上総利益を把握する。

(商 品) 80 (商品売買益)(*) 80

- (*) 60円 (期末商品(原価)) + 20円(前T/B商品の貸方残高) = 80円
- (注) 損益計算書においては、原則として、売上高から売上原価を控除して売上総利益を計算する形式で表示し、 また、売上原価の内訳も表示しなければならない。

なお. 勘定記入(決算整理後)は次のとおりである。



【重 要】商品売買益の求め方

総記法で記帳している場合には、決算時に商品売買益を求めなければならない。

総記法による商品売買益は、期末商品 (原価) が判明している場合には、次のように求めることができる。

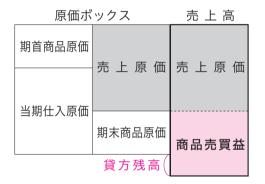
(1) 「商品」勘定が貸方残高の場合

期末商品(原価) + 「商品」勘定の貸方残高=商品売買益

(2) 「商品」勘定が借方残高の場合

期末商品(原価)-「商品」勘定の借方残高=商品売買益

- (3) 「商品」勘定がゼロの場合 (決算整理前残高試算表に「商品」勘定がない場合) 期末商品 (原価) = 商品売買益
 - (1) 「商品」勘定が貸方残高の場合



(2) 「商品」勘定が借方残高の場合

原価ボ	売 上 高		
期首商品原価	売上原価	志 L 原 価	
当期仕入原価			
当物证八凉画	期末商品原価	商品売買益	
		借方残高	

3 勘定分析

簿記検定1級の試験では、各勘定の記入および勘定の連絡にもとづいて、不明金額を推定し解答する問題が出題されることがある。この場合には、資料から判明する各勘定の残高および取引の内容にもとづいて、関係する勘定を記入し、不明金額を各勘定の差額で推定したり、勘定の連絡にもとづいて、推定していくことになる。このような、各勘定の記入および勘定の連絡にもとづいた推定を勘定分析という。

勘定分析では、損益項目をそれに関係する資産・負債の勘定から推定することが多く、以下のような勘定を使用して分析する。

損益項目	関係する主な資産・負債の勘定
売 上	受取手形, 売掛金, 前受金
仕 入	支払手形, 買掛金, 前払金
販売費及び一般管理費	前払費用, 未払費用

設例 2-1

次の資料にもとづいて、損益計算書(売上総利益まで)を完成しなさい。なお、商品 売買については三分法で記帳している。

(資料1) 期首試算表(一部)

	期首	式 算 表	
	×1年 4	月1日	(単位:円)
受取手形	23, 000	支払手	形 15,000
売 掛 金	50, 000	買 掛	金 24,000
繰越商品	15, 000		

(資料2)期中取引

1. 現金預金の増減に関する事項

(1) 現金預金の増加

(2) 現金預金の減少

① 受取手形取立高 104,000円 ① 支払手形決済高

27.000円

② 売掛金回収高

70,000円 ② 買掛金支払高 75,000円

- 2. 手形の受入による売上高は72,000円、約束手形の振出による仕入高は36,000円で ある。
- 3. 売掛金の手形の受入による回収高は54,000円であり、売掛金の期末残高は48,000 円である。
- 4. 買掛金の約束手形の振出による支払高は6,000円であり、買掛金の期末残高は 28,000円である。

(資料3) 決算整理

1. 期末商品棚卸高は11,000円である。

【解答】

		損	益	計	算	書	_ (.	単位:円)
Ι	売	上		高				194, 000
\prod	売	上	原	価				
	1. 期	首商品	占棚金	『高			15, 000	
	2. 当	期商品	仕ノ	高		_	121, 000	
	í	合	計				136, 000	
	3. 期	末商品	占棚金	『高		_	11, 000	125, 000
	j	売上総	利益					69, 000

【解 説】

1. 売上高の推定

(1) 仕 訳(売上,受取手形,売掛金,前受金)

(現	金 預	金)	104, 000	(受 取	手 形)	104, 000
(現	金 預	金)	70, 000	(売 掛	金)	70, 000
(受	取 手	形)	72, 000	(売	上)	72, 000
(受	取 手	形)	54, 000	(売 掛	金)	54, 000
(売	掛	金)(*)	122, 000	(売	上)	122, 000

- (*) 売掛金勘定の貸借差額
- (2) 勘定記入

	売上		売 掛 金
売	上 194,000 受取手形 72,000 売 掛 金 122,000	期 売	首 50,000 現金預金 70,000 上 122,000 受取手形 54,000
	•		期 末 48,000

		受	取	手	形		
期	首	23, (000	現金	發預金	104,	000
売	上	72, (000				
売 売 掛	金	54, (000	期	末	45,	000

2. 仕入高の推定

(1) 仕 訳(仕入,支払手形,買掛金,前払金)

(支	払 手	形)	27, 000	(現	金	預	金)	27, 000
(買	掛	金)	75, 000	(現	金	預	金)	75, 000
(仕		入)	36, 000	(支	払	手	形)	36, 000
(買	掛	金)	6, 000	(支	払	手	形)	6, 000
(仕		入)(*)	85, 000	(買	挂	1	金)	85, 000

- (*) 買掛金勘定の貸借差額
- (2) 勘定記入

	買	卦	金			仕		入
現金預金 支払手形		1		24, 000 85, 000	支払手形 買掛金	36, 000 85, 000	t ±	入121, 000
期 末	28, 000						•	

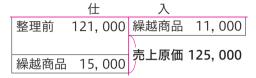
		支	払	手	形			
現金	預金	27, (000	期		首	15,	000 000 000
				仕		入	36,	000
期	末	30, (000	買	掛	金	6,	000

3. 売上原価の計算

(1) 仕 訳

(仕			入)	15, 000	(繰	越	商	品)	15, 000
(繰	越	商	品)	11, 000	(仕			入)	11, 000

(2) 勘定記入



4 返品・割戻しと割引(仕入側の処理)

ここでは、仕入側の処理を学習する。なお、売上側の処理については、「テーマ4」で学習する。

1. 返品・割戻し

(1) 内容

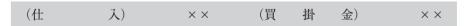
返品・割戻しの内容は、次に示すとおりである。

返 品	品違いなどの理由による商品の返却をいい, 「仕入戻し」という。
割戻し	一定期間に多額または多量の取引をしたときに行われる商品代金の 返戻額をいい, 「仕入割戻」という。

(2) 会計処理

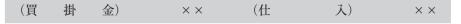
返品・割戻しの会計処理は、次のとおりである。

- ① 三分法の場合
 - (a) 仕入時



(b) 返品時

取引の取消しとする。



(c) 割戻時

仕入原価の修正とする。

(買	掛	金)	××	(仕	入)	××
----	---	----	----	----	----	----

- ② 三分法以外(売上原価対立法・分記法・総記法)の場合
 - (a) 仕入時

(商 品) ×× (買 掛 金) ××

(b) 返品時

取引の取消しとする。

(買 掛 金) ×× (商 品) ××

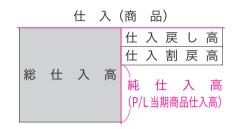
(c) 割戻時

仕入原価の修正とする。

(買 掛 金) ×× (商 品) ××

(3) 損益計算書上の表示

損益計算書上の「当期商品仕入高」は、総仕入高(「仕入」勘定の借方に記入されている 金額)から、仕入戻し・仕入割戻を控除した「純仕入高」を表示する。



補足値引

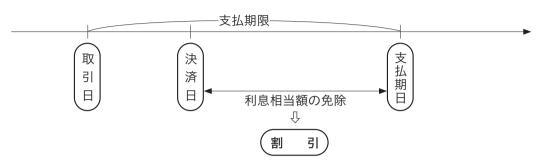
値引とは、量目不足、品質不良、破損などの理由により、商品代金から控除される額をいい、「仕 入値引」という。

値引は、割戻しと同様に処理する。

2. 割 引

(1) 割引とは

割引とは、掛け代金の決済を支払期日より前のあらかじめ定められた一定期間内に行うことによる、代金の一部免除額をいう。この割引は、掛け代金の早期決済にともなう利息相当額の免除であり、「仕入割引」という。



(注) 掛け販売における売価は、現金販売に比べてその代金回収が遅れるため、その期間に対する利息相当額だけ 高く設定されることがある。そのため、支払期日前に支払いを行った場合には、購入側ではその期間の利息相 当額が免除されることになる。したがって、割引は代金の早期決済にともなう財務上の損益、すなわち利息的 な性格をもっている。

(2) 会計処理

割引の会計処理を示すと、次のようになる。なお、金額は仮のものとする。

① 仕入時

(仕入または商品)	1, 000	(買	掛	金)	1, 000
-----------	--------	----	---	----	--------

② 代金決済時(早期決済)



(3) 損益計算書上の表示

損益計算書上,「仕入割引」は受取利息的性格(財務収益)のものであることから「営業 外収益」の区分に表示する。

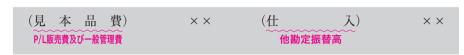
5 他勘定振替高

1. 他勘定振替高

見本品提供や広告宣伝のための使用など、販売以外の原因により商品が減少した場合には、仕 入勘定(または商品勘定)から他の該当する勘定へ振り替える。この場合、他の勘定へ振り替え られたものを「他勘定振替高」という。

なお, 販売以外の原因により商品が減少する取引には以下のようなものがあり, 三分法における商品減少時の会計処理(期中取引) は次のようになる。

(1) 見本品提供による商品の減少



(2) 広告宣伝のための使用による商品の減少



(3) 火災などの災害による商品の減少



(4) 盗難による商品の減少



2. 損益計算書の表示

他勘定振替高は帳簿上「仕入(または商品)」勘定から減少させるが、損益計算書上は「当期 商品仕入高」から直接控除せずに、売上原価の計算において控除する形式で表示する。

〈例〉当期の仕入高は12,000円であり、そのうち500円の商品を広告宣伝のために使用した。 なお、その他の金額は仮のものとする。

損 損	計	算 書	(単位:円)
I 売 上 高			15, 000
Ⅱ 売 上 原 価			
1. 期首商品棚卸高		3, 000	
2. 当期商品仕入高		12, 000	
合 計		15, 000	
3. 広告宣伝費振替高	(-)	500	
4. 期末商品棚卸高	(-)	3, 500	11, 000
売上総利益			4, 000
Ⅲ 販売費及び一般管理費			
→1. 広告宣伝費			500

3. 原価ボックスの作り方

原価ボックスは、次のように作成する。





6 原価率・利益率

1. 原価率・利益率

原価率とは、売価を1 (= 100%) とした場合の売価に対する原価の占める割合をいい、利益率とは、売価を1 (= 100%) とした場合の売価に対する利益の占める割合をいう。

(注) 原価率、利益率は小数点表示(0.8, 0.2) する場合と、パーセント表示(80%, 20%) する場合がある。

〈例〉売価100. 原価率80%の場合の原価は次のように求める。

$$100 \times 80\% (= 0.8) = 80$$

〈例〉原価80. 原価率80%の場合の売価は次のように求める。

$$80 \div 80\% (= 0.8) = 100$$

〈例〉売価100. 利益率20%の場合の利益は次のように求める。

$$100 \times 20\% (= 0.2) = 20$$

〈例〉利益20. 利益率20%の場合の売価は次のように求める。

$$20 \div 20\% (= 0.2) = 100$$

設例 2-2

次の資料により、原価率・利益率を求めなさい。

(資料1) 決算整理前残高試算表 (一部)

				決算整理前	残高試算表		(単位:円)
繰	越	商	品	2, 000	売	上	20, 000
仕			入	17,000			

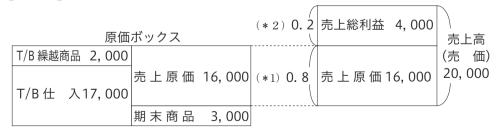
(資料2) 決算整理事項

期末商品棚卸高は3.000円である。

【解答】

原		原	価	率	80%	利	益	率	20%
---	--	---	---	---	-----	---	---	---	-----

【解 説】



- (*1) $\frac{16,000$ 円〈売上原価〉}{20,000円〈売上高〉} = 0.8(=80%)〈原価率〉
- (* 2) $\frac{4,000$ 円〈売上総利益〉}{20,000円〈売上高〉}=0.2(=20%)〈利益率〉 または 1-0.8=0.2(=20%)〈利益率〉

設例 2-3

次の資料により、損益計算書(売上総利益まで)を完成しなさい。 (資料1)決算整理前残高試算表(一部)

決算整理前残高試算表						(算表	(1	単位:円)
繰	越	商	묘	2, 000	売		上	20, 000
仕			入	17,000				

(資料2) 決算整理事項

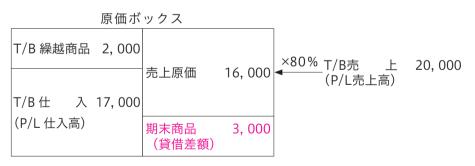
- 1. 期末商品棚卸高 各自推定 円
- 2. 商品の原価率は80%であり、毎期一定である。

【解 答】

		損	益	計	算	書		(単化	立:	円)
Ι	売	上	Ī	高					20,	000
II	売 上	原	1	画						
	1. 期首	商品棚	朋卸音	高		2,	000			
	2. 当期	商品仁	上入ī	高		17,	000			
	合		計			19,	000			
	3. 期末	商品棚	朋卸音	高		3,	000		16,	000
	売.	上総禾	刂益						4,	000

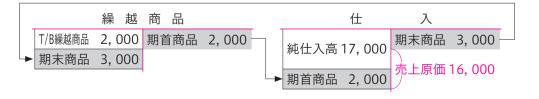
【解 説】

1. 売上原価と期末商品の推定



2. 売上原価の算定(決算整理仕訳)

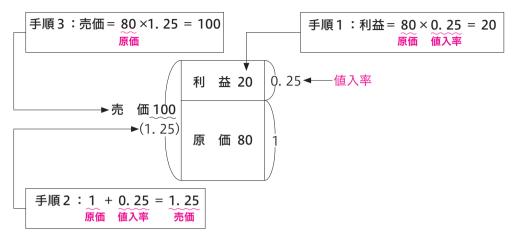
(仕	入)	2, 000	(繰 越	商品)	2, 000
(繰 越	商品)	3, 000	(仕	入)	3, 000



2. 値入率(利益加算率,付加率,マークアップ率)

値入率とは、原価を1 (= 100%) とした場合、その原価に対する利益の加算割合を表すものであり、問題文では「売価は原価の $\times\times$ %増し」という表現で出題される。

〈例〉売価は原価80円の25%増しである。



この場合の原価率・利益率は次のとおりである。

設例 2-4

次の資料により、損益計算書(売上総利益まで)を完成しなさい。 (資料1)決算整理前残高試算表(一部)

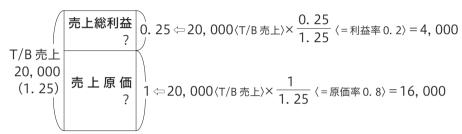
(資料2) 決算整理事項

- 1. 期末商品棚卸高 各自推定 円
- 2. 売価は原価の25%増しに設定しており、毎期一定である。

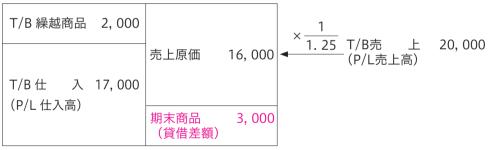
【解答】

【解 説】

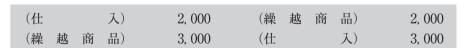
1. 売上原価と期末商品の推定

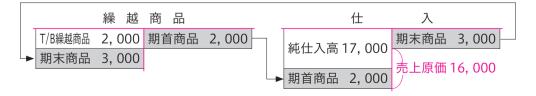


原価ボックス



2. 売上原価の算定(決算整理仕訳)







役務収益と役務原価

役務の提供を営む企業 (サービス業) においては、サービスの提供が終了したときに「役務収益」を計上し、役務収益との個別的または期間的な対応関係にもとづいて、役務収益に対応する「役務原価」を計上する。なお、役務収益を計上する前に発生した役務費用は、役務収益を計上するまでは「仕掛品」で処理する。

- **〈例〉**当社は、パソコンのオペレーターを中心とした人材派遣業を営んでおり、顧客からの受注にもとづいて、一定の作業が完了したときに役務収益を計上している。また、役務原価は役務収益計上時に仕掛品から役務原価に振り替えている。よって、以下の取引について仕訳を示しなさい。
- 1. 顧客から伝票入力の作業を10,000円で受注し、オペレーターを派遣した。また、受注額のうち6,000円を現金で受け取った。

(現	金)	6, 000	(前	受 金)	6, 000
				~~~~~~ 約負債	

2. オペレーターに報酬として8.000円を現金で支払った。

	(仕	掛		8, 000	(現	金)	8, 000
--	----	---	--	--------	----	----	--------

3. 上記1の作業が完了し、残額を現金で受け取った。なお、この作業のための役務費用は7,000円であった。

(前	2	艺	金)	6, 000	(役	務収	(益)	10, 000
(現			金)	4, 000				
(役	務	原	価)	7, 000	(仕	掛	묘)	7, 000

(注) 2で支払った報酬8,000円がすべて1の作業にかかわるものとはかぎらないので注意すること。



# 合格テキスト

# 日商簿記 **1** 級 商業簿記·会計学 Ⅰ

解答用紙(Ver.18.0)

〈解答用紙について〉

こちらの解答用紙は、テキスト設例用の解答用紙です。ご自分の学習進度に合わせて、 コピーなどしてお使いください。 (仕訳例は省略しています。)



# 商業簿記・会計学総論

#### 設例 1-1

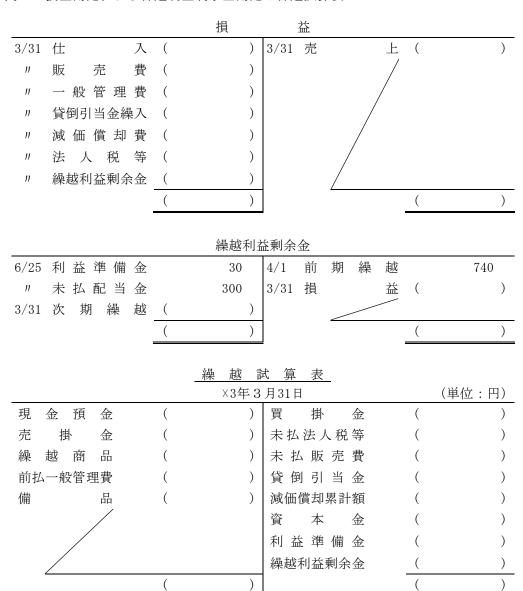
#### 問 1 決算整理前残高試算表

#### 決算整理前残高試算表 ×3年3月31日 (単位:円) 買掛金( 現金預金 ) 売 掛 金 ) 貸倒引当金( 繰越商品 減価償却累計額 資 本 金 備 品 仕 利益準備金( 入 販 売 費 繰越利益剰余金( 一般管理費( 売 上 (

#### 問 2 決算整理後残高試算表

×3年3月31日 (単位									
現 金 預 金	( )	買 掛 金(	)						
売 掛 金	( )	未払法人税等(	)						
繰 越 商 品	( )	未払販売費(	)						
前払一般管理費	( )	貸倒引当金(	)						
備品	( )	減価償却累計額 (	)						
仕 入	( )	資 本 金(	)						
販 売 費	( )	利益準備金(	)						
一般管理費	( )	繰越利益剰余金 (	)						
貸倒引当金繰入	( )	売 上 (	)						
減価償却費	( )								
法 人 税 等	( )								
	( )	(	)						

#### 問3 損益勘定および繰越利益剰余金勘定と繰越試算表



### 問 4 損益計算書および貸借対照表

			<u>預                                    </u>	十二算  吾		
		自×2年	三4月1日	至×3年3月31日		(単位:円)
Ι	売 上	高			(	)
Π	売 上 原	価				
	1. 期首商品棚	明卸高	(	)		
	2. 当期商品任	上入高	(	)		
	合	計	(	)		
	3. 期末商品棚	明卸高	(	)	(	)
	売上総和	川益			(	)
Ш	販売費及び一	一般管理費	Ţ			
	1. 販 売	費	(	)		
	2. 一般管	理 費	(	)		
	3. 貸倒引当金	<b>à</b> 繰入	(	)		
	4. 減 価 償	却 費	(	)	(	)
	税引前当	期純利益			(	)
	法人税、住民	脱及び事業税			(	)
	当 期 約	电利 益			(	)
			貸借対	対照表_		
			×3年3月	31日現在		(単位:円)
現	金預金	(	)	買 掛 金	(	)
売	掛 金	(	)	未払法人税等	(	)
貸	倒引当金	(	)	未払販売費	(	)
商	品	(	)	資 本 金	(	)
前	払一般管理費	(	)	利益準備金	(	)
備	品	(	)	繰越利益剰余金	(	)
減	価償却累計額	(	)			
		(	)		(	)

# 設例 1-2

### 1. 第1期における財務諸表(一部)

当期	(第1期)	
P/L		
売 上	高	円
売上原	価	円
売上総利	<b>」益</b>	円
B/S		
商	品	円

### 2. 第2期における財務諸表(一部)

前期	(第1期)	
P/L		
売 上	高	円
売上原	価	円
売上総利	<b></b>   益	円
B/S		
商	口口	円

当:	期(第2期	)
P/L		
売 上	高	円
売上	原 価	円
売上総	利益	円
B/S		
商		円

# 3. 第3期における財務諸表(一部)

前期	(第2期)	
P/L		
売 上	高	円
売上原	価	円
売上総利	J益	円
B/S		
商	品	円

当:	期(第3期)	
P/L		
売 上	高	円
売上月	原 価	円
売上総	利益	円
B/S		
商	品	円

02

# 商品売買の会計処理と原価率・利益率

=n./=i	$\circ$
おがり	/ / – '

					損_	益	計	算				(単位:	円)
I	売	ا	Ł	高							(		)
П	売	上	原	価									
	1. 期首商品棚卸高				(			)					
	2.	. 当期商品仕入高				(			)				
		合	Ī	計		(	,		)	_			
	3. 期末商品棚卸高					(	,		)		(		)
		売上	総利	益						_	(		)

# 設例 2-2

原 価 率   %  利 益 率
------------------

# 設例 2-3

	損	益 計	算 書	•	(単位:円)
I 売 上 高				(	)
Ⅱ 売 上 原 価					
1. 期首商品棚卸高		(		)	
2. 当期商品仕入高		(		)	
合 計		(		)	
3. 期末商品棚卸高		(		) (	)
売上総利益					)

# 設例 2-4

				損	益	計	算	書		(単位:	円)	
Ι	売	上	高						(		)	
П	売	上 原	価									
	1. 期	首商品棚	卸高		(			)				
	2. 当	期商品仕	入高		(			)				
		合	計		(			)				
	3. 期	末商品棚	卸高		(			)	(		)	
		売上総利	益						 (		)	